

点検・評価結果

－教育施策の推進状況について－

○ 教育施策の推進状況について

県教育委員会は、教育基本法の目標を基本に据えながら、本県における、教育の基本目標を次のように定めています。

【教育の基本目標】

- 真理を求め、意欲的に学ぶ態度をもち、社会的自立の基盤となる確かな学力、たくましく生きるための健康や体力、豊かな情操と道徳心を備えた県民を育成すること。
- 志と自律心をもち、創造性や個性に富み、生涯にわたって学ぶ県民を育成すること。
- 正義を愛し、他者を思いやり、共に生きる心や公共の精神に基づく強い自覚と実践力をもち、人権を尊重する県民を育成すること。
- 命あるものを尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する県民を育成すること。
- 自ら考え、多様な価値観の人々と協働し、課題を解決していく力を身に付けるとともに、社会の変化に対応し、社会を支え、その発展に寄与する県民を育成すること。
- 文化と伝統を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、人類の平和と発展に貢献できる国際性豊かな県民を育成すること。

令和3年度は、これらの「教育の基本目標」や「学校教育の目標」に掲げる理念、総合計画に掲げる目標「目指す姿」を達成するために、学校教育、社会教育、文化、スポーツ及び人権教育などの分野において、28の具体的な施策を掲げました。

そして、これらを体系化し、効果的かつ効率的に推進するため、次ページで示すように、教育施策を7つの柱に整理しました。

以下では、28の施策ごとに、教育施策の推進状況について点検及び評価を行っています。今後とも、県教育委員会では、学力や体力の向上を本県教育の最重要課題として位置付け、教育施策の更なる改善、充実に向けて取り組んでまいります。

柱	項目	施策	No
I 「学力、体力、豊かな心」を育成する	1 学力の向上	(1) 確かな学力向上のための取組の推進	1
		(1) 体力向上のための取組の推進	2
	2 体力の向上	(2) 体育・スポーツ活動を豊かにする体制づくり	3
		(3) 健康教育の充実	4
		(1) 道徳性を養う心の教育の充実	5
	3 豊かな心の醸成	(2) 実体験を重視した教育の推進	6
		(3) いじめや不登校等への対応	7
		(4) 少年の非行防止と健全育成	8
		(5) 幼児教育の充実	9
		(6) 読書活動の充実	10
		4 学校、家庭、地域の連携・協働	(1) 学校、家庭、地域の連携・協働体制の整備
	(2) 家庭教育支援の充実		12
	5 教育環境づくり	(1) 多様な教育ニーズへの対応	13
		(2) ICTを活用した教育活動の推進	14
		(3) 児童生徒の安全確保	15
		(4) 学校施設の整備・充実	16
		(5) 教育機会の確保	17
		(6) 教員の指導力・学校の組織力の向上	18
II 「社会にはばたく力」を育成する	1 多様で特色のある能力や個性の伸長	(1) 個性や能力を伸ばす教育の充実	19
		(2) 特別支援教育の推進	20
	2 キャリア教育の充実	(1) キャリア教育・職業教育の推進	21
III 「郷土と日本、そして世界を知る力」を育成する	1 郷土の魅力を学び、世界の多様性を理解	(1) 国際的視野を持つ人材の育成	22
IV 生涯学習社会をつくる	1 生涯学習・社会教育の総合的推進	(1) 社会教育活動の推進	23
	2 生涯学習・社会教育環境の整備	(1) 社会教育施設の充実	24
V 県民の文化活動を盛んにする	1 文化の振興	(1) 県民文化芸術活動の振興	25
		(2) 文化財の保存・活用及び継承	26
VI 県民のスポーツ活動を盛んにする	1 大規模国際スポーツ大会等を契機としたスポーツの振興による地域活性化	(1) 県民に希望や元気を与える競技スポーツの推進	27
VII 人権が尊重される心豊かな社会をつくる	1 人権尊重の意識や行動の定着及び人権施策の推進	(1) 人権教育・人権啓発の推進	28

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する

1 学力の向上

(1) 確かな学力向上のための取組の推進 < 施策 1 > 高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、

社会教育課

令和3年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 福岡県学力向上推進計画等の下、知識・技能及び思考力・判断力・表現力等の確かな学力の育成を目指します。
- ◇ 県内全小・中学校における学力実態、学習状況及び市町村の学力向上の取組状況を調査するとともに、各学校において、学力層に着目した学力向上に係る効果的な検証改善サイクルの確立を推進します。特に、中学校の学力向上を目的としたカリキュラム・組織マネジメントの質的向上を図ります。
- ◇ 高等学校においては、学習内容の確実な定着を図るとともに、コミュニケーション能力や課題解決に必要な思考力・判断力・表現力等の育成及び主体的に学習に取り組む態度の育成に向けた取組の更なる充実を図ります。
- ◇ 教員研修の実施により授業の工夫改善を図り、主体的・対話的で深い学びの実現を目指します。
- ◇ 地域と学校の連携・協働の下、地域全体で子どもの成長を支える「地域学校協働活動」を進め、放課後の学習支援等を実施することで、学力の向上を目指します。

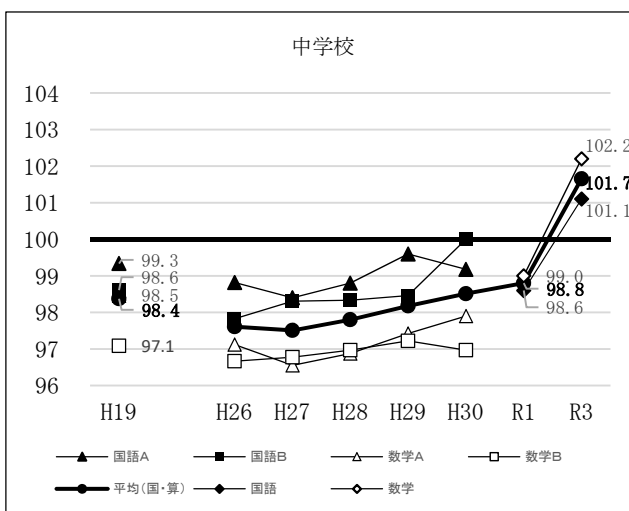
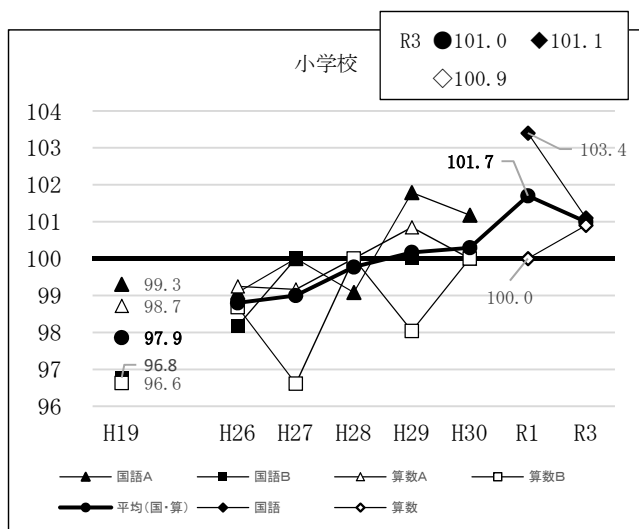
令和3年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
福岡県学力向上推進計画に基づく 学力向上総合推進事業の実施 < 重点事業 1 >	<ul style="list-style-type: none"> ○ ふくおか学力アップ推進事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学力調査の実施 平成29年度以降、小5、中1、中2を調査対象学年とし、児童生徒の途切れない実態把握を実現 ・ 学力向上推進強化市町村の指定及び非常勤講師の派遣 23市町村及び1学校組合を学力向上推進強化市町村として指定し、非常勤講師124名を派遣 ・ 基礎・基本を含む活用力を育む教材集の配布及び診断テストの実施 県内全ての小・中学校（政令市を除く。）の小4～中3の全学級に教材集を配布。小4を対象に年1回チャレンジテストを実施し、Webシステムによる分析結果を活用 ○ 学力向上推進拠点校指定事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学力向上推進拠点校の指定 県内中学校から6校を指定し、学力向上に向けた学習支援員の派遣や教育事務所指導主事の重点的な派遣、及び学力向上に係る経費の1/2以内の額を予算の範囲内で補助
主体的・対話的で深い学び 推進事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「主体的・対話的で深い学び」授業実践講座の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各地区講座受講者数 小：国242人、社148人、算282人、理162人、英167人 中：国235人、社111人、数211人、理130人、英195人 ○ 福岡県立学校「新たな学びプロジェクト」の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の大学や県教育センター等と連携し、研究開発校10校が、学校の特色や教育目標に応じて、アクティブラーニングの視点からICTを効果的に活用した授業改善及び評価について実践研究を進め、主体的・対話的で深い学びを推進 ・ プロジェクトの成果を実践発表会や報告書等にて全県に普及
地域学校協働活動事業における 放課後の学習支援等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校支援、放課後の学習支援等の実施 地域人材の協力を得て、県内51市町村395校で実施

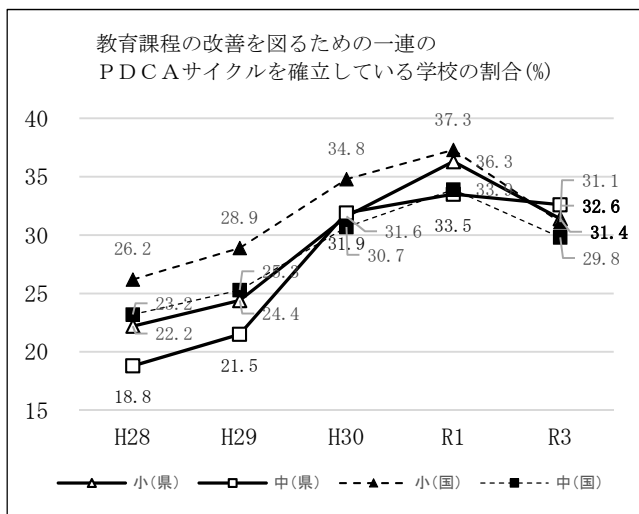
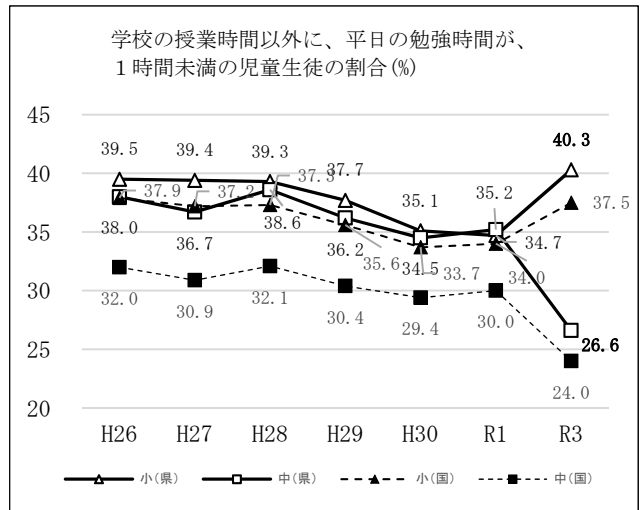
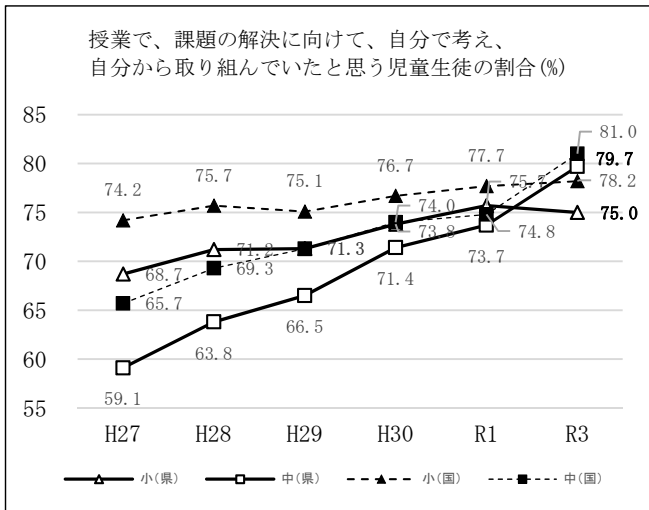
指 標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
確かな学力の育成	全国学力・学習状況調査における標準化得点※の教科ごとの平均値 [小：国語、算数] [中：国語、数学] ※標準化得点= (本県の正答数) / (全国の正答数) ×100	小 国語 101.1 算数 100.9 中 国語 101.1 数学 102.2 (R3 年度)	小 国語 100 以上 算数 100 以上 中 国語 98.9 以上 数学 98.6 以上 (R3 年度) ※中：就学援助率が全国平均より高い県の教科ごとの平均 (H28 年度) 以上	◎
課題の解決に向けた取組	授業で、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいたと思う児童生徒の割合	小 75.0% (全国 78.2%) 中 79.7% (全国 81.0%) (R3 年度)	全国平均以上 (R3 年度)	△
家庭での学習習慣の定着	学校の授業時間以外に、平日の勉強時間が1時間未満の児童生徒の割合	小 40.3% (全国 37.5%) 中 26.6% (全国 24.0%) (R3 年度)	全国平均以下 (R3 年度)	○
学力向上に関する検証改善サイクルの確立	教育課程の改善を図るための一連のPDCAサイクルを確立している学校の割合	小 31.4% (全国 31.1%) 中 32.6% (全国 29.8%) (R3 年度)	全国平均以上 (R3 年度)	◎

全国学力・学習状況調査標準化得点の県と全国の差



※A問題：主として知識に関する問題、B問題：主として活用に関する問題
 ※「平均」は、国語と算数(数学)の標準化得点を平均した値
 ※R1からは、知識と活用を一体的に問う調査問題に変更



※令和2年度全国学力・学習状況調査は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い中止

成 果 標準化得点は、小学校国語・算数及び中学校国語・数学共に全国を上回りました。小学校の平均(国語・算数)は、4回連続で全国を上回り、中学校の平均(国語・数学)は、5回連続で改善傾向です。

- ・ 「学校・教員支援」「教育委員会支援」にかかる学力向上事業の積み重ねにより、検証改善の取組の実効性が高まっています。
- ・ 「学力向上推進拠点校指定事業」では、拠点校訪問や報告会において、授業チェックリストを使った授業協議会を実施することにより、教師の日常的な授業改善の必要性の意識化、共有化を図ることができました。また、授業チェックリストに対応した授業改善資料を活用した校内研修の充実を図ることで、基礎的・基本的な授業力量の向上を図ることができました。
- ・ 「主体的・対話的で深い学び」授業実践講座では、3年間のまとめとして、具体的な指導方法や学習活動について、これまでに実践されたモデルとなる授業の学習指導案を Web ページに掲載したことにより、各教科の授業改善の視点の理解を促進することができました。
- ・ 福岡県立学校「新たな学びプロジェクト」では、大学や教育センターと連携し、アクティブラーニングの視点からICTを効果的に活用した授業改善や評価方法を研究し、その成果を実践発表会等を通じて公開することで、各県立学校の「主体的・対話的で深い学び」を推進することができました。

課 題 学力について、地区間差、学校間差を改善していく必要があります。

- ① 学力について、地区間や学校間に差があるという現状があります。
- ② 学力向上推進拠点校において、授業の「めあて」に対応した「まとめ」の確実な実施を推進するとともに、生徒の「振り返り」の記述を指導に生かす方を具体化する必要があります。
- ③ 「主体的・対話的で深い学び」授業実践講座では、児童生徒が課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組むような授業改善を推進する必要があります。また、学校全体で組織的に授業改善を推進できる人材育成をする必要があります。
- ④ 四分位層^{注1)}（特に、学力低位層であるC層・D層）に着目した各調査の結果分析、「授業チェックリスト」等を活用した授業分析等の推奨及び、分析結果に基づくICTを効果的に活用した授業改善、補充学習や家庭学習等の取組の充実を図る必要があります。
- ⑤ 県立高等学校等では授業改善が進んでいますが、新高等学校学習指導要領の実施に伴い、主体的・対話的で深い学びの実現や評価等についてさらに研究を進め、全校への普及を継続する必要があります。
- ⑥ 学校、家庭、地域が連携・協働して取り組むことができる仕組みづくりについて、人材発掘・育成や取組のノウハウ、その効果、運営方法等の啓発を図り、今後も未実施市町村へ拡充していくことが必要です。

対 応 日常的・組織的な授業改善を推進し、個に応じたきめ細かな指導を充実させます。

- ① 「日常的・組織的な『授業改善』による学力向上」を進めるため、四分位層分析等の学力分析に基づいた「授業改善」、教員のマネジメント力と授業指導力等の向上を目指した「人材育成」、管理職のリーダーシップを発揮した「学校マネジメント」を推進していきます。
- ② 「学力向上推進拠点校指定事業」では、目標と指導と評価が一体化した「授業づくり」や中学校区全体で教育活動を進める「組織づくり」の実践研究を推進していきます。
- ③ 定期考査等の評価問題の作成を通して授業構想力及び評価力を高める研修を実施することで、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の一層の推進に努めます。
- ④ 令和3年度の調査結果や分析を生かし、ICTを活用した個に応じたきめ細かな指導の充実等の体制整備について支援します。
- ⑤ 県立高等学校等においては、各研究実践校で開催する地区版実践発表会を、新型コロナウイルス感染防止対策を講じながら可能な限り対面形式で行い、参加者が公開授業を参観したり、テーマに基づいた協議に参加したりすることによって、さらなる成果の普及・共有に努めます。
- ⑥ 地域学校協働活動事業の全市町村実施に向け、未設置市町村に対して事業の意義や効果を伝え、実施方法や体制づくりなどの支援を行うとともに、地域学校協働活動推進員等を対象とした研修会の充実を図ります。

注釈

注1) 四分位層：各正答数の児童生徒の割合の合計について、正答数が多い方から順に25%、50%、75%を基準として4層に区切り、それぞれA層、B層、C層、D層としたもの。

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する

2 体力の向上

(1) 体力向上のための取組の推進 << 施策 2 >>

体育スポーツ健康課

令和3年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 学校における体育・スポーツ活動の充実やオリンピック・パラリンピック教育の推進、オリンピック・パラリンピアン等の活用等により、子どもの運動への動機付けや習慣化の促進を図り、子どもたちの体力を更に向上させます。

令和3年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
福岡県体力向上総合推進事業の実施 <重点事業2>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小・中学校体力向上指導者研修会 福岡、北筑後、南筑後の3地区を対象にオンライン開催 414人参加 ○ 小学生チャレンジスポーツプロジェクト 「スポコン広場」^{注1)}地区大会 福岡、筑豊、京築の3地区で開催 ○ オリンピアン・パラリンピアン等派遣事業 県立特別支援学校9校に派遣（1校中止） ○ タグラグビー普及プロジェクト タグラグビー指導者養成研修会 49人参加
教員の指導力向上のための 各種研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ トレーニング指導者研修会 <ul style="list-style-type: none"> ・ (公財)福岡県スポーツ振興センターと合同で開催する教職員や県内スポーツ推進委員等を対象にした指導者研修会 参加者 55人 ○ 学校体育における地域人材^{注2)}の活用に関する調査研究 <ul style="list-style-type: none"> ・ 武道種目に関する人材の確保と活用 7校に延べ7人を派遣 ・ ダンス(表現運動)に関する人材の確保と活用 9校に延べ10人を派遣 ○ 武道指導者養成研修会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 武道の指導経験がない又は浅い教員を対象にした指導者養成研修会 参加者 柔道13人、剣道11人、空手道11人

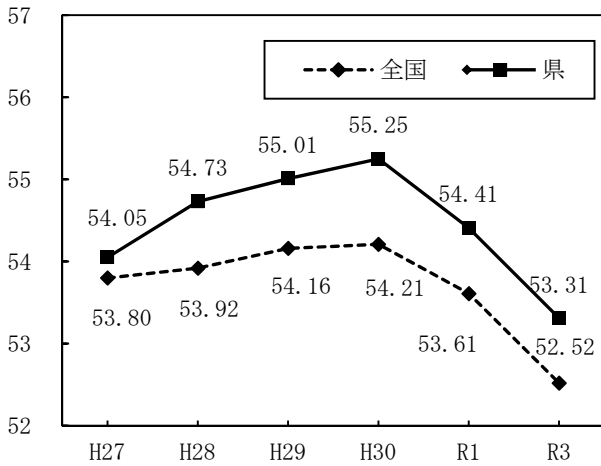
※ 中止は新型コロナウイルス感染拡大防止によるもの

指 標

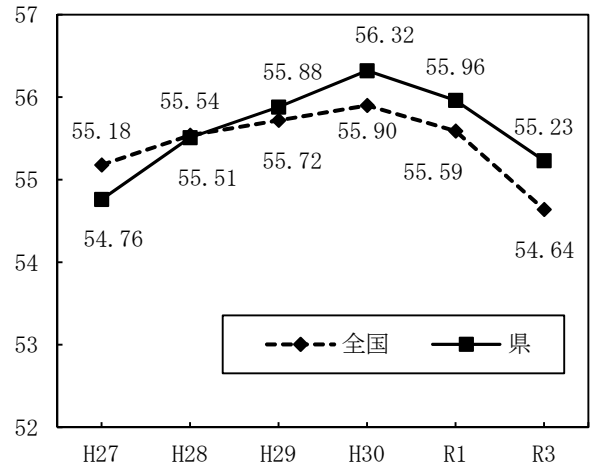
指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
子どもの体力の向上	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力合計点 ^{注3)} 平均値	小 男子 53.31 (全国 52.52) 女子 55.23 (全国 54.64) 中 男子 42.96 (全国 41.18) 女子 49.50 (全国 48.56) (R3年度)	全区分 全国平均以上 (毎年度)	◎

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」体力合計点^{注2)} 平均値
 ※小学校5年生、中学校2年生対象

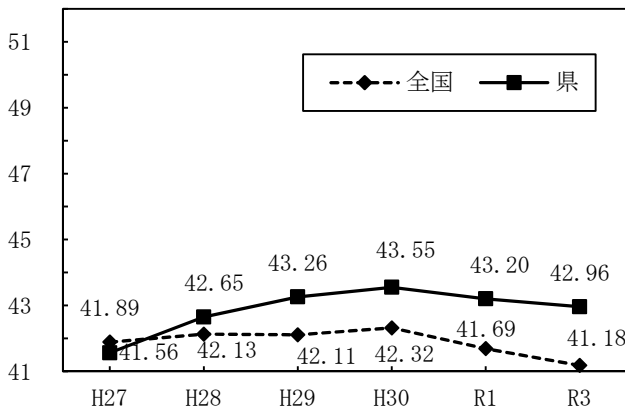
小学校男子



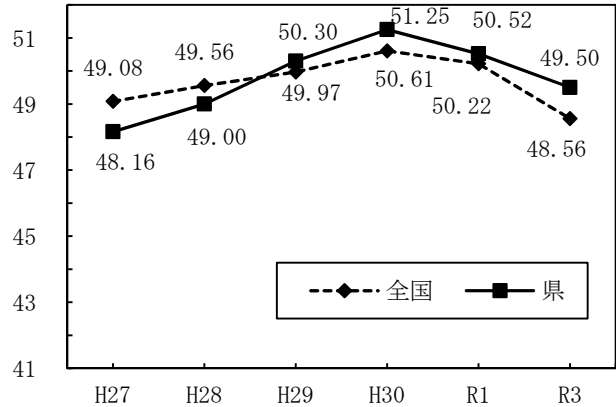
小学校女子



中学校男子



中学校女子



※令和2年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い中止

成 果

小学校男女及び中学校男女全ての区分で県平均値が全国平均値を上回りました。

- ・ 小学校男子の県平均値は6回連続、中学校男子は5回連続、小・中学校女子は4回連続で全国平均値を上回りました。
- ・ 中学校の保健体育科の授業に武道やダンスの地域人材を派遣した結果、専門性の高い指導者の的確な指示により、教員の資質向上を図ることができました。

課 題

令和元年度以降下降傾向にある子どもの体力を高めるための取組を推進する必要があります。

- ① 子どもが運動やスポーツに親しむための機会を確保するとともに、体育の授業を中心とした子どもが運動好きになるための取組の充実が必要です。
- ② スポーツを「する」ことだけに留まらず、「みる」「ささえる」ことも含めて、子どもがスポーツに興味・関心を持つことが必要です。
- ③ 楽しく体を動かすこと（体を動かす遊びも含む。）を日常の一部として行動できるようにすることが必要です。

対 応 体育の授業改善や運動の習慣化に向けた取組をより一層推進します。

- ① 各学校における「1校1取組」運動の継続的な実施及び体育・保健体育の授業改善を図るため、小・中学校教員を対象とした体力向上指導者研修会を引き続き実施します。
- ② 子どもの運動やスポーツへの動機付けや習慣化を図るために、オリンピック・パラリンピアン派遣事業を実施します。
- ③ 子どもの体力向上及び運動習慣の定着に向け、スポーツの楽しさを伝えるスポーツ実施率向上啓発ポスターを各学校へ配布し、運動やスポーツの動機付けを図ります。

注釈

- 注1) スポコン広場：小学生の運動・スポーツへの動機付け、習慣化を図ることを目的として、体力向上ホームページ上に開設されたサイトのこと。学級ごとに様々な競技に挑戦し、その記録をインターネット上で競い合うことができる。また、登録校の中から選抜されたチームで競い合う地区大会が開催される。
- 注2) 地域人材：専門的な知識や技能を有し、地域等で青少年の指導実績のある指導者のこと。
- 注3) 体力合計点：50m走やボール投げ等の体力・運動能力を測定する新体力テスト8種目について、各10点満点で採点した合計得点（小・中学校男女それぞれ採点基準が異なる）。

1 「学力、体力、豊かな心」を育成する

2 体力の向上

(2) 体育・スポーツ活動を豊かにする体制づくり << 施策 3 >>

体育スポーツ健康課

令和3年度 施策の基本的なねらい

◇ 平成30年12月に策定した「福岡県運動部活動の在り方に関する指針」に則った運動部活動の適正な運営や部活動指導員等を活用した指導体制づくりの推進により、それぞれの種目特有の楽しさを味わうことのできる魅力ある運動部活動を構築し、子どもの運動習慣の定着を図ります。

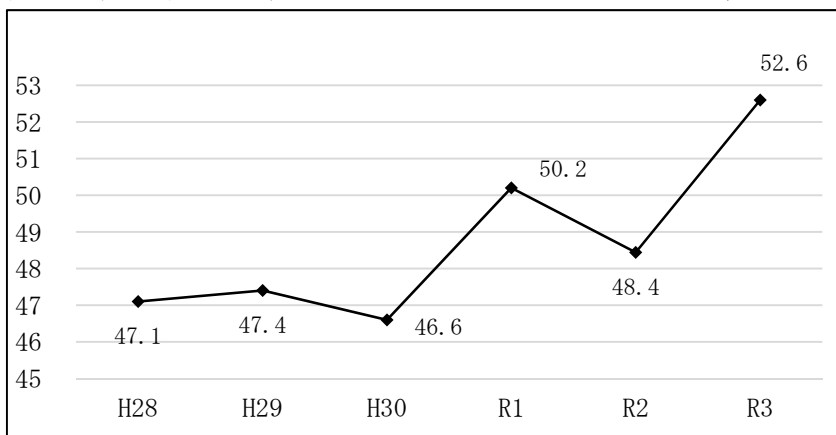
令和3年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
福岡県体力向上総合推進事業 における運動部活動の充実 <重点事業2>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 部活動指導員^{注1)}の配置 <ul style="list-style-type: none"> ・ より専門的な技術指導を行うための体制整備と教職員の負担軽減を図るため、県立学校に部活動指導員を配置するとともに、政令市を除く市町村（学校組合）立学校への配置に係る補助事業を実施 配置数 県立学校 299 人、市町村立学校 121 人 ○ 運動部活動指導力向上研修会（中学校・高等学校各1名） <ul style="list-style-type: none"> ・ 運動部活動の指導歴が浅い顧問、もしくは競技歴がない顧問を対象に、適正な運営に関する研修会を開催 ○ 部活動指導員研修会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 部活動指導員を対象に、学校教育の一環としての部活動の指導体制の在り方や生徒理解に基づく指導法等に関する研修会を開催 第1回（オンデマンド研修）299 人、第2回 86 人

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
子どもの運動習慣の定着	学校の体育の授業以外で、週3日以上運動やスポーツをする児童生徒の割合	52.6% (R3 年度)	65% (R5 年度)	△

学校の体育の授業以外で、週3日以上運動やスポーツをする児童生徒の割合（%）



成 果 運動部活動に関わる指導者の資質向上を図ることができました。

- ・ 市町村立学校に 121 人、県立学校に 299 人の部活動指導員を派遣し、より専門的な技術指導を行う体制の整備を図るとともに教職員の負担を軽減することができました。
- ・ 各県立学校に対して、「福岡県運動部活動の在り方に関する指針」をもとに運動部活動の適切な運営に向けたフォローアップを行い、全ての県立高等学校が「運動部活動の活動の方針及び計画」を公表することができました。
- ・ 部活動指導員を対象に、生徒個々の成長を支援する指導の在り方について研修を行うことにより、部活動指導に関する指導力向上を図ることができました。

課 題 運動部活動の適切な運営のための体制整備が求められています。

- ① 生徒にとってふさわしいスポーツ環境を整備するために、部活動の地域移行も含めた新たな体制整備等に関する検討が必要です。
- ② 部活動指導員が配置されている学校においては、教員との打合せ時間を確保することや、互いの役割の明確化、学校教育への共通理解等を図ることが必要です。
- ③ 運動部活動に参加していない生徒に対しても、定期的に運動をするための取組が必要です。

対 応 福岡県運動部活動調査研究委員会において、課題解決の道筋を明らかにしていきます。

- ① 運動部活動の在り方に関する調査研究委員会において、地域の実情に応じた新たな運動部活動の在り方に関する研究を実施し、その内容を広く周知します。
- ② 部活動指導員を対象に、学校教育の一環としての部活動の指導体制の在り方や生徒理解に基づく指導法等について研修会を実施します。
- ③ 生徒の多様なニーズに応じた運動部活動等（シーズン制、レクリエーション志向、体力づくり等）の在り方を検討します。

注釈

注 1) 部活動指導員：学校における部活動の指導体制の充実及び教職員の負担軽減のため、学校におけるスポーツ、文化等に係る専門的な知識・技能を有し、かつ、学校教育に関する十分な理解を有する者のうちから、設置者が任用する部活動に係る技術的な指導に従事する指導者のこと。部活動指導員は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 に規定する会計年度任用職員であり、単独での指導や学校外での活動（大会・練習試合等）の引率等の職務に従事することができる。

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する

2 体力の向上

(3) 健康教育の充実 << 施策 4 >>

高校教育課、体育スポーツ健康課

令和3年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 性や心の健康に関する正しい知識の普及・啓発及び生徒の不安や悩みの解決を図るために、学校、家庭、産婦人科医・精神科医との連携を推進します。
- ◇ 児童生徒に、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けさせるために、食に関する指導の充実を図るとともに、家庭や地域と連携・協働した取組を推進します。
- ◇ 「福岡県ワンヘルス推進基本条例」に基づき、生涯にわたる自らの健康や環境を適切に管理・改善していくための資質・能力を身に付けさせるため、ワンヘルスの理念に基づく取組を推進します。

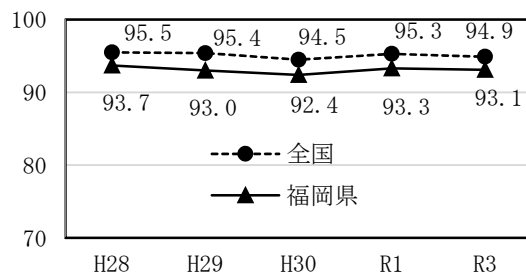
令和3年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
健康教育推進事業 (性と心の健康相談) の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生徒の性や心の健康問題の解決を図るため、全県立高等学校を対象に専門医(産婦人科医、精神科医)による講演会や相談を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 産婦人科(実施率: 90.5% 86/95校) 実施回数: 103回(講演28回・相談75回) ・ 精神科(実施率: 80.0% 76/95校) 実施回数: 97回(講演8回・相談89回)
食に関する指導についての 研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食に関する指導のための教職員(栄養教諭・学校栄養職員等)研修の実施 ○ 福岡県学校給食研究指定委嘱校 <ul style="list-style-type: none"> ・ 食に関する指導の実践校11校 ○ 食に関するイベントによる食育啓発活動の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 福岡県学校給食レシピコンクール 2,058点 応募 ・ 福岡県学校給食フェア オンライン料理教室を開催 ○ 食物アレルギー対応に関する研修会等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 食物アレルギー・アナフィラキシー対応研修会 212人参加
子どもが作る「ふくおか弁当の日」の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもが作る『ふくおか弁当の日』の充実を図る研修会 <ul style="list-style-type: none"> ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止 今後、取組の効果や課題について動画を作成し、配信 ○ 子どもがつくる「ふくおか弁当の日」の実施校数(令和2年度) <ul style="list-style-type: none"> 小学校 174校、中学校 96校
衛生管理及び安全な食材確保のための体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校給食の衛生管理等に関する状況調査及び改善指導 学校給食施設 17施設 ○ 学校給食用食材の点検 <ul style="list-style-type: none"> 市町村立学校、共同調理場 28施設(政令市を含む) 県立学校 2校
ワンヘルス教育推進事業の実施 <重点事業3>	<ul style="list-style-type: none"> ○ ワンヘルス教育啓発資料(リーフレット)を県内の小学校児童(53,923部)、中学校生徒(50,863部)、義務教育学校児童生徒(245部)、高等学校生徒(132,662部)、中等教育学校生徒(480部)、特別支援学校児童生徒(3,268部)、教員(39,939部)に配布 ○ ワンヘルス教育推進研究協力校10校で実践研究を実施

指 標

指 標	指 標 の 概 要	
食に関する指導	朝食を食べる習慣が定着している児童の割合	
現状値	目標値	達成状況
93.1% (全国 94.9%) (R3 年度)	全国平均以上 (R3 年度)	△

朝食を食べる習慣が定着している児童の割合 (%)



※ 令和2年度の全国学力・学習状況調査は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い中止

成 果

各学校の実態に応じて、特色ある健康教育が推進されています。

- ・ 専門医による性や心の健康に関する講演や相談を実施したことによって、「正しい知識が深まった」「医療機関の受診につながった」等の評価を得ており、高校生の心身の健康問題への対応の充実を図ることができました。
- ・ 食に関する指導に係る全体計画が、全ての小・中学校で作成され、食に関する指導が組織的・計画的に実施されています。
- ・ 学校給食研究指定委嘱校においては、児童生徒が望ましい食習慣を身に付けるための効果的な取組が実践され、朝食摂取率が向上するなどの効果が見られます。
- ・ 福岡県学校給食レシピコンクールは、児童生徒の食に関する意識を高める効果が見られます。
- ・ 学校給食衛生管理に関する指導者を学校給食施設に派遣し、施設ごとに実態に応じた指導を行ったことで、体制面や施設面の改善が図られています。
- ・ ワンヘルスの普及のため、全ての学校（小学校4年生、中学校1年生、高等学校全学年、義務教育学校4年生・7年生、中等教育学校1年生・後期課程全学年、特別支援学校小学部4年生・中学部1年生・高等部全学年、全教員）にリーフレットを配布しています。
- ・ ワンヘルス教育推進研究協力校において学習教材を活用した授業実践を行い、ワンヘルスに対する理解が深まりました。

課 題

効果的な取組を県内に広めていく必要があります。

- ① 全ての学校において、性と心の健康相談事業の積極的な活用を推進し、取組の充実を図る必要があります。
- ② 朝食摂取率の向上につながる効果的な取組を、県内の学校に広めていく必要があります。
- ③ 学校給食の衛生管理について、管理体制や施設設備を更に充実する必要があります。
- ④ ワンヘルス教育に関するリーフレットを活用し、普及・啓発していく必要があります。
- ⑤ ワンヘルス教育推進研究協力校における授業実践を継続し、充実した学習指導案を作成する必要があります。
- ⑥ 県内全校でのワンヘルス教育の実施へ向け、ワンヘルス教育の理念や学習教材の活用を周知する必要があります。

対 応 研修会や報告会等を通して、効果的な取組を周知していきます。

- ① 性と心の健康相談事業の全校実施に向けて、実施校の取組事例等を紹介するとともに、関係機関との連携を図ります。
- ② 研究指定校等における、学校と家庭が連携した朝食摂取率の改善に効果が認められる取組を、研修会やホームページ等を活用して県内各学校に周知していきます。また、児童が自分の朝食について、振り返ることができる「朝食いきいきシート」を作成・配布し、活用を促します。
- ③ 学校給食の衛生管理等について、設置者である市町村教育委員会や学校給食関係者の意識向上のために、地域の研修会等で指導・改善内容を広めていきます。
- ④ 小学校4年生、中学校1年生、高等学校1年生、義務教育学校4年生・7年生、中等教育学校1年生・4年生、特別支援学校小学部4年生・中学部1年生・高等部1年生及び新規採用教員にワンヘルス教育に関するリーフレットを配布し、普及に努めていきます。
- ⑤ ワンヘルス教育推進研究協力校で作成した学習指導案を指導実践事例集として発行し、ワンヘルス教育の推進を図ります。
- ⑥ 令和5年度からの県内全高等学校におけるワンヘルス教育の授業実施に向けて、ワンヘルス教育の理念や教育教材の活用に関する研修、指導実践事例発表など高等学校の指導者向け研修会を実施します。

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する

3 豊かな心の醸成

(1) 道徳性を養う心の教育の充実 <<施策5>>

高校教育課、義務教育課、特別支援教育課

令和3年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 「特別の教科 道徳」の充実に向けて、体験活動や問題解決的な学習等を取り入れ、それらの活動等で学んだ内容の意義や人間としての生き方等について考え、議論するような授業の実現に努めます。
- ◇ 他人を思いやる心や、公共のためになることを大切にする心を身に付けることができるよう、教育活動全体を通じて、道徳性を養う心の教育の充実を図ります。
- ◇ 我が国と郷土を愛する心や国際社会に貢献する心などを身に付けることができるよう、「特別の教科 道徳」や各教科などの指導を推進します。

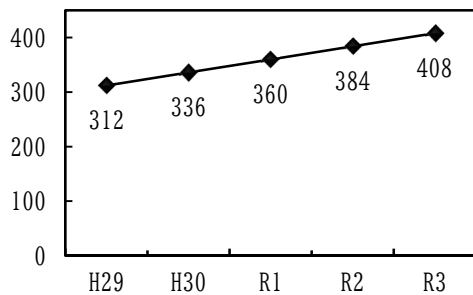
令和3年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
ボランティア活動等の社会奉仕体験活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティア活動等の体験活動の実施状況（政令市を除く。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校 64.1% (282校) ・ 中学校 47.7% (95校) ・ 県立高等学校 100% (95校) <体験活動の例> 地域の清掃・美化、福祉施設等訪問、リサイクル活動、自然・文化財等保護、国内及び国際社会への支援協力と貢献
規範的な行動を促す道徳、特別活動、総合的な学習（探究）の時間等の教育活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福岡県道徳教育地域指導者研修における道徳教育地域指導者^{注1)}の育成 小・中学校（政令市を除く。） 各 12人 ○ 「道徳教育推進市町村」を指定し、研究成果を普及・啓発 ○ 県立高等学校等における「道徳教育全体計画」及び「年間指導計画」の作成 100% (95校)
情報モラル・情報リテラシー教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福岡県道徳教育研究協議会において、政令市を除く県内全ての小・中・義務教育・中等教育・特別支援学校の道徳教育推進教師に対して情報モラルの指導に関する説明、講話、協議等をオンラインで実施 参加者：659名 ○ インターネットの適正利用をテーマに規範意識育成学習会を実施

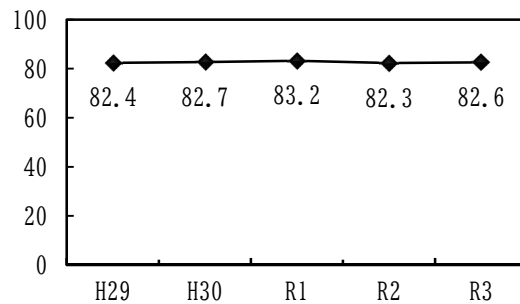
指 標

指 標	指 標 の 概 要	現状値	目標値	達成状況
道徳教育の推進	各地域の道徳教育の中核となる小・中学校教員の養成研修修了者数の累計	408人 (R3年度)	400人 (R3年度)	◎
	研修会の講師等として自校以外で活動した道徳教育地域指導者の割合	82.6% (R3年度)	85% (毎年度)	○

各地域の道徳教育の中核となる小・中学校
教員の養成研修修了者数の累計（人）



研修会の講師等として自校以外で活動した
道徳教育地域指導者の割合（％）



成 果 道徳教育地域指導者を累計 408 人育成し、活用しています。

- 令和 3 年度に 24 人、累計 408 人の道徳教育地域指導者を育成し、各地域で活用されています。

校内における指導助言	2,554 回
他校における指導助言	827 回
各地区研修会における指導助言等	960 回
- ボランティア活動等の社会奉仕体験活動は、全ての県立高等学校で実施しています。
- 全ての県立高等学校において、道徳教育の充実のための「全体計画」及び「年間指導計画」を作成し、実施しています。

課 題 道徳教育地域指導者の幅広い活用が必要です。

- 養成した道徳教育地域指導者について、研修修了後、10 年以内の修了者の活用が進んでいない状況が見られます。受講後、数年以内に各種研修会等の指導助言者として活用していくことが必要です。
- 道徳科の趣旨を踏まえた指導と評価の一体化が必要です。
- 県立高等学校等においては、道徳教育推進教師を中心に全体計画を作成し、生徒の発達段階を考慮し、人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通して行うことにより、生徒が答えが一つではない課題に誠実に向き合い、多様な他者と協働しながら目的に応じた主体性を持って生きたいという意欲を高める必要があります。
- 高等学校における道徳教育は、中学校の内容項目とのつながりを意識し、学校の実態に応じて推進する必要があります。

対 応 研修の充実と指導者の活用について啓発します。

- 今後も継続的に道徳教育地域指導者を育成し、研修修了後、10 年以内の修了者を中心に各地域で指導助言の機会を意図的に設定し、講師として積極的に活用します。
- 道徳教育推進事業及び福岡県重点課題研究指定・委嘱事業において道徳科の趣旨を踏まえた多様な指導方法の研究、評価の推進及びその成果の普及を行います。
- 県立高等学校等においては、道徳教育の目標を達成するための研修会を実施し、「全体計画」及び「年間指導計画」について内容の精選・充実を図ります。
- 県立高等学校等において「年間指導計画」を作成する際に、学校の実態に応じた道徳教育の重点項目を明確にした上で、指導場面ごとに重点的に指導する中学校の内容項目を記入し、関連付けて指導します。

注釈

注 1) 道徳教育地域指導者：道徳教育に関する基本的な理論研究及び実践研究を行い、その指導技術を習得させることを目的とした年 5 回の「福岡県道徳教育地域指導者研修」を受講した、道徳教育を推進する専門的な資質を持った教員。

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する

3 豊かな心の醸成

(2) 実体験を重視した教育の推進 << 施策 6 >>

高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、

社会教育課

令和3年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 子どもの生活習慣の定着、協調性・主体性などを育むため、地域人材を活用しながら「鍛ほめ福岡メソッド」を取り入れた体験活動の充実を図ります。
- ◇ 各社会教育施設の特徴に応じたプログラムを開発し、体験活動の充実を図ります。
- ◇ 新型コロナウイルス感染症対策をしながら体験活動の機会を確保するため、学校等における体験活動の取組に対する支援を行います。

令和3年度 主な取組・事業

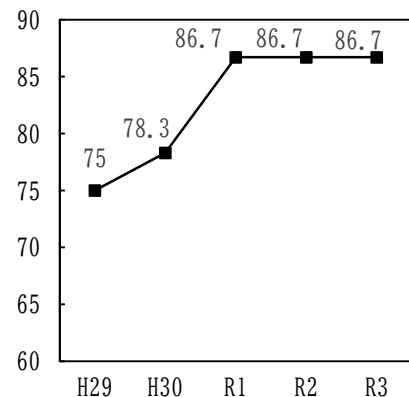
取組・事業名	実績
「鍛ほめ通学合宿」の在り方に関する調査研究事業の実施	○ 地域住民等で組織された「鍛ほめ通学合宿」実行委員会を設置し、調査研究を実施 中止
県立学校集団体験活動推進事業の実施	○ 自立と協働を学ぶ体験活動 実施率 100% (全日制高等学校等) ○ 特別支援学校体験学習 実施率 49% (特別支援学校)
放課後等における子どもの体験活動などの支援	○ 地域活動指導員設置市町村 57 市町村 180 人 ○ 県地域活動指導員研修会の実施 参加者 144 人 ○ 教育事務所主催学習会 参加者 142 人 ○ ふくおか体験活動出前隊による体験活動の実施 参加者 4,629 人
障がいのある子ども・不登校の子どもの体験活動の支援	○ 社会教育総合センター 知的障がいのある児童生徒対象 2回 10人 ○ 英彦山青年の家 聴覚障がいのある児童生徒・保護者対象 1回 5家族 18人 ○ 少年自然の家「玄海の家」 視覚障がいのある児童生徒・保護者対象 1回 4家族 10人 ○ 少年自然の家「玄海の家」 適応指導教室等に通っている児童生徒対象 6回 48人

※ 中止は新型コロナウイルス感染拡大防止によるもの

指 標

指 標	指 標 の 概 要	
放課後等における体験活動の実施	放課後等に子どもの体験活動を実施している市町村の割合	
現状値	目標値	達成状況
86.7% (R3 年度)	100% (毎年度)	○

放課後等に子どもの体験活動を実施している市町村の割合 (%)



成 果 新型コロナウイルス感染症の影響により、体験活動の機会が減少する中、「ふくおか体験活動出前隊」事業を実施し、県内各地で多くの児童生徒等に体験活動の機会を提供しました。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、体験活動の機会が減少する中、社会教育施設の職員が学校や地域に出向き、体験活動の支援を直接行う「ふくおか体験活動出前隊」事業を実施し、県内各地で多くの児童生徒等に体験活動の機会を提供しました。
- ・ 地域活動指導員が地域住民や子どものニーズを把握し、活動の企画・立案・運営・評価を直接担うとともに、コーディネーターとして関わることで、活動の活性化が図られ、その役割を十分に発揮しています。
- ・ 障がいのある子どもを対象とした体験活動は、自然体験に関するプログラムを設定することで、自立心や社会性を育む活動を提供することができました。

課 題 新型コロナウイルス感染症の感染状況に対応しながら、積極的に体験活動の機会の提供を図る必要があります。

- ① 「鍛ほめ通学合宿」の在り方に関する調査研究事業の実施に当たっては、実施時期や実施の方法等について十分配慮する必要があります。
- ② 地域活動指導員は、市町村単位で活動しており、活動内容は様々です。家庭教育や自然体験活動における専門性をもった指導員も多く、その能力を県内各地に広げ、多くの地域で発揮されることが期待されています。
- ③ 体験活動推進事業においては、学校行事をはじめとする特別活動と関連させながら、新たな学びやICT教育等をさらに推進するために、生徒が自らの課題や社会が抱える課題を主体的・対話的に解決するための発展的なプログラムを検討し、校内でも実施できるような効果的な協働活動へと繋げていく必要があります。

対 応 新型コロナウイルス感染対策を講じながら、体験活動の充実を図ります。

- ① 新型コロナウイルス感染防止対策を講じた上で、「鍛ほめ通学合宿」について実施形態を見直し、状況に応じた体験活動の調査研究を進めます。
- ② 地域活動指導員設置事業については、各地で取り組んでいる素晴らしい実践を広げ、より一層指導員の資質能力の向上を図るため、実践の情報共有や研修の充実を推進します。
- ③ 全日制高等学校等で第1学年を対象に実施している体験活動推進事業においては、実施に係る評価を行い、特に効果があるプログラムを他の学校と情報共有していきます。また、新型コロナウイルス感染対策を講じながら、各学校の特色化・魅力化を活かした様々な体験活動を実施することにより、良好な人間関係づくりや個々の自己肯定感を育成します。

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する

3 豊かな心の醸成

(3) いじめや不登校等への対応 ≪施策7≫

高校教育課、義務教育課、特別支援教育課

令和3年度 施策の基本的なねらい

- ◇ いじめ防止対策推進法、福岡県いじめ防止基本方針、福岡県いじめ問題総合対策（改訂版）及び福岡県立学校いじめ防止対策推進委員会の調査等に基づき、いじめ防止等の取組を更に推進します。
- ◇ いじめや不登校等を未然に防止し、早期に発見・対応するための取組の強化を図るとともに、外部の専門家や関係機関と連携し、学校が組織的に対応する取組を推進します。
- ◇ 小中高校生のコミュニケーション手段として SNS が普及していることを踏まえ、対面や電話での相談に抵抗感がある児童生徒に対して、相談方法の選択肢を増やし教育相談体制の強化を図ります。

令和3年度 主な取組・事業

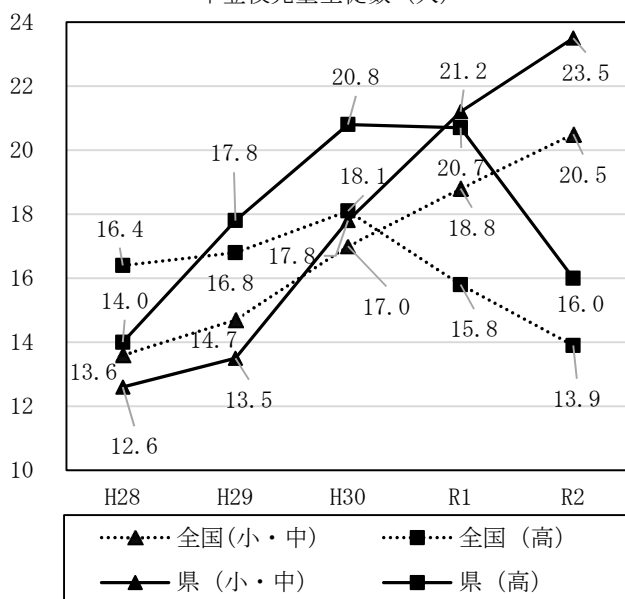
取組・事業名	実績
いじめ・不登校 ^{注1)} 総合対策事業の実施 ＜重点事業4＞	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめ問題等学校支援チームの設置（委員5人、支援回数2回、連絡会議2回） ○ いじめ問題対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校生活・環境多面調査の活用 ・ 保護者用リーフレットを作成（全小・中学校配布（政令市を除く。）） ○ スクールカウンセラー等活用事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ スクールカウンセラーの配置（全小・中学校（政令市を除く。）） ・ スクールカウンセラースーパーバイザーの配置（各教育事務所に2～5名） ・ スクールソーシャルワーカーの配置（県内9市町）及びスクールソーシャルワーカーの市町村における任用について経費の1/3以内の額を予算の範囲内で補助（51市町村） ○ 豊かな人間性育成事業 「ピア・サポート活動」等の児童生徒の人間関係づくりの推進 ○ 「子どもホットライン24」相談事業 24時間対応教育相談の実施（総相談件数4,995件） ○ SNS等を活用した教育相談体制整備事業（総相談件数3,849件） ○ 不登校予防診断チェックリストの配布（チェックリスト、分析ツール、解説書の作成） ○ リーフレット（「福岡アクション3」^{注2)}、「保護者のアクション3」^{注3)}）を作成（全小・中学校の教員、保護者に配布（政令市を除く。）） ○ 関係機関・地域との連携 問題行動及び犯罪被害防止に係る警察と学校間の相互連絡 ○ 「福岡県不登校児童生徒支援グランドデザイン」の策定 ○ 高等学校不登校・いじめ防止対策事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ スクールカウンセラーの配置（全校配置） ・ 訪問相談員の配置（13校） ・ スクールソーシャルワーカーの配置（5校）

指 標

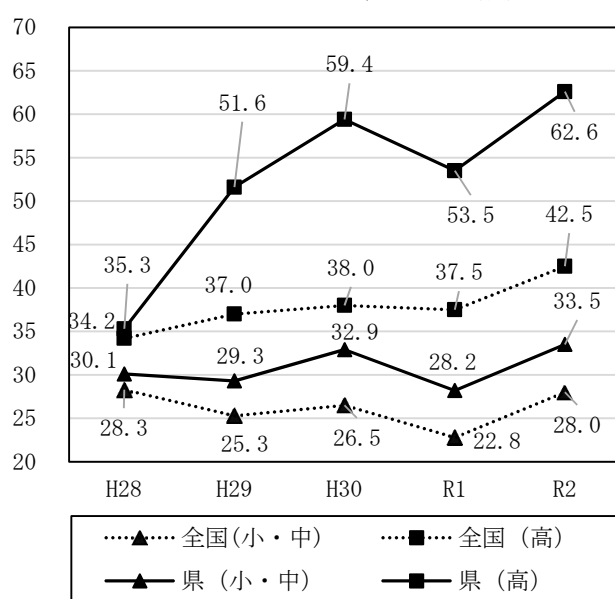
指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
不登校対策	児童生徒 1,000 人当たりの不登校児童生徒数	小 11.9 人（全国 10.0 人） 中 48.4 人（全国 40.9 人） 高 16.0 人（全国 13.9 人） (R2 年度)	全国平均以下 (毎年度)	△
	不登校から継続して登校できるようになった児童生徒の割合	小 34.6%（全国 27.7%） 中 33.0%（全国 28.1%） 高 62.6%（全国 42.5%） (R2 年度)	小・中学校 全国平均以上 (毎年度)	◎
			高等学校 50% (毎年度)	◎
いじめの解消率	いじめの認知件数のうち解消した件数の割合	小 80.2%（全国 77.4%） 中 80.6%（全国 76.9%） 高 65.3%（全国 79.3%） (R2 年度)	全国平均以上 (毎年度)	○

※ いじめ・不登校に関する指標は、文部科学省調査に基づき公表。令和3年度分の公表は令和4年10月。

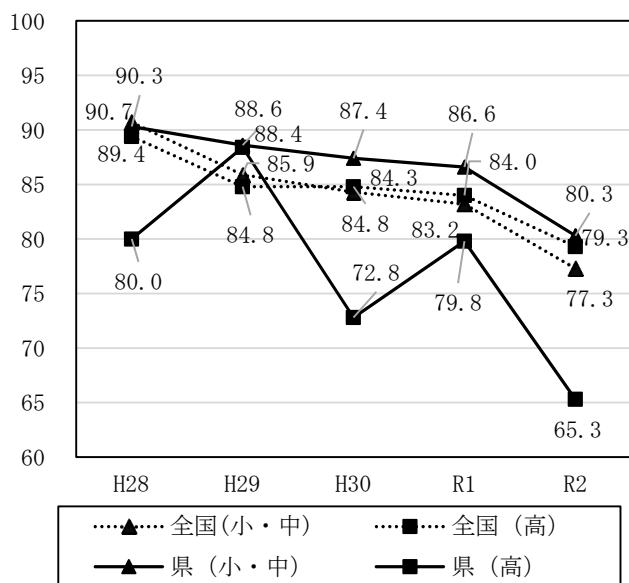
児童生徒 1,000 人当たりの
不登校児童生徒数 (人)



不登校から継続して登校できるよう
になった児童生徒の割合 (%)



いじめの認知件数のうち解消
した件数の割合 (%)



成 果 不登校から継続して登校できるようになった割合が全国平均を上回っています。

- ・ 小・中学校及び県立高等学校において、不登校から継続して登校できるようになった生徒の割合が、前年度より増加しており、また、全国平均を上回っています。
- ・ 「福岡県いじめ問題総合対策」(改訂版)に基づき、各学校における取組が進み、いじめの未然防止、早期発見及び解消に向けた組織的な対応が図られています。
- ・ 学校でスクールカウンセラー等を活用した教員のカウンセリング・相談技能向上のための校内研修を実施しました。
- ・ 小・中学校で、いじめの認知件数のうち解消した件数の割合が、全国平均を上回っています。
- ・ 県立高等学校において複雑化・多様化する生徒指導上の課題に対応するため、スクールカウンセラーを全校配置とし、スクールソーシャルワーカー及び訪問相談員の配置と併せて、生徒一人一人に応じた、きめ細かな指導の充実を図り、生徒を支援しました。

課題 いじめを認知したものが全て解消しているわけではなく、引き続き危機意識をもって取り組む必要があります。

- ① 児童生徒 1,000 人当たりのいじめの認知件数が全国平均よりも低く、「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」との危機意識を持った上で、現在実施している未然防止・早期発見・早期対応の取組を引き続き改善・充実する必要があります。また、いじめの認知件数のうち解消した件数の割合が、小・中学校の合計及び県立高等学校で前年度を下回りました。
- ② マンツーマン方式^{注4)}等の徹底により、不登校児童生徒への組織的取組の充実が図られていますが、令和2年度は、小・中学校において1,000人当たりの不登校児童生徒数が全国平均よりもやや高くなっています。不登校の取組として実施している取組を検証し、マンツーマン方式など効果のある取組を継続するとともに、小中のつながりを大切にしたい取組等の一層の徹底・充実が必要です。
- ③ 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、未だ学校での生活や社会経済活動が制限される中、児童生徒の不安やストレスといった心理的な影響への対応が必要です。

対応 「福岡県いじめ問題総合対策」(改訂版)の取組を一層推進し、いじめの解消の指導を徹底します。

- ① 「福岡県いじめ問題総合対策」(改訂版)に基づき、学校生活・環境多面調査の活用を進めるとともに、これまで以上に早期発見・早期対応の取組を充実させることで、丁寧な対応と確実ないじめ解消に努めます。また、いじめ防止対策推進法の定義に基づいた正確な認知、国のいじめ防止基本方針の定義に基づいた解消の指導を徹底し、認知されたいじめ事案については、今後も全ての解消に向け指導を継続していきます。
- ② 「福岡県不登校児童生徒支援グランドデザイン(令和3年12月策定)」に基づき、新たな不登校を生まないための取組の充実や、不登校予防診断チェックリストの活用等、不登校兆候を示す児童生徒の把握とマンツーマン方式等の徹底に努めます。また、小中9年間のつながりを重視した取組や要因分析に基づく取組の充実を支援します。
- ③ アンケート調査等で児童生徒の不安や悩みをきめ細かに察知し、スクールカウンセラー等の専門スタッフと協働した、一人一人の心に寄り添う組織的対応を徹底します。

注釈

- 注1) いじめ：児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
不登校：年間30日以上欠席した者のうち、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く。）」をいう。
- 注2) 福岡アクション3：不登校が生じないような学校づくりのために、不登校対策の3つの視点（未然防止、早期発見・早期対応、継続支援）に基づき、「すぐできる」「かならずできる」「みんなのできる」取組等を、学校において重点的に取り組むべきこととして整理し示したもので、平成25年4月から実施している。
- 注3) 保護者のアクション3：不登校の未然防止と支援のための家庭の取組として、不登校対策の3つの視点（未然防止、早期発見・早期対応、継続支援）に基づき、家庭で具体的にどのように取り組んでいけばいいかを示したもので、平成26年4月から実施している。
- 注4) マンツーマン方式：学級担任にこだわらず、不登校児童生徒（兆候を示す者を含む。）と最も信頼関係ができていない教師が担当者となって責任をもち、年間を通して支援するもの。児童生徒の状態に応じたきめ細かで継続的な対応が期待できる。

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する

3 豊かな心の醸成

(4) 少年の非行防止と健全育成

《施策 8》

高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、

体育スポーツ健康課、社会教育課

令和3年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 児童生徒の非行行為の未然防止や健全育成及びインターネット等の適正な利用を推進するために、学校と警察が情報共有や啓発活動を行うとともに、学校と家庭が連携し、家庭におけるルールづくりなど児童生徒の規範意識を育成する取組の充実を図ります。
- ◇ 児童生徒の薬物乱用防止及び飲酒運転の撲滅に向けた規範意識を育成するために、体育科・保健体育科及び特別活動等を関連付け、学校教育全体を通じた指導の充実を図るとともに、家庭・地域・関係機関と連携した取組を推進します。

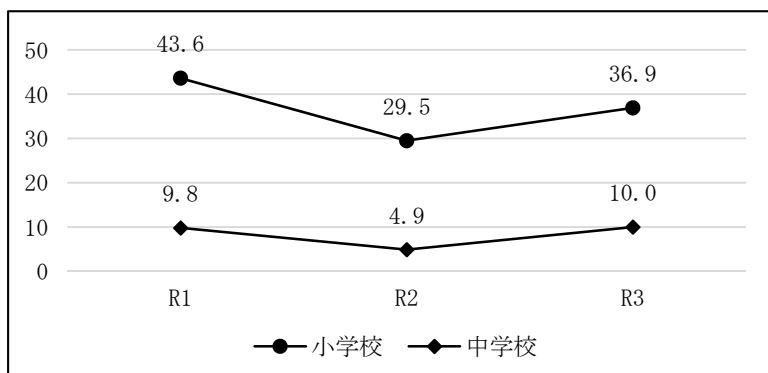
令和3年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
<p>保護者と学ぶ児童生徒の規範意識育成事業の実施 ＜重点事業 5＞</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童生徒の社会規範等に対する理解の深化や非行行為に走らない判断力や実践力を高めるため、「規範意識育成学習会」を実施 ○ 規範意識育成学習会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒の発達段階や校種に応じた学習テーマについて実施 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>【学習テーマ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 「望ましい行動の促進」（接遇教育、法教育、交通安全教育、立腰教育等） ② 「インターネットの適正利用」（ネットによる誹謗中傷、ネットによるいじめ防止等） ③ 「非行防止」（初発型非行防止、薬物乱用防止、性暴力防止（「デートDV防止」含む。）、飲酒運転防止 等） </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校（3～4年） <ul style="list-style-type: none"> ①・②について児童の実態に応じて年2回以上実施 ・ 小学校（5～6年）及び中学校 <ul style="list-style-type: none"> ①～③について児童生徒の実態に応じて年3回以上実施 ・ 県立高等学校等 <ul style="list-style-type: none"> ②及び③の「薬物乱用防止」は毎年1回実施、「飲酒運転防止」を3年に1回以上（在籍中に1回以上）実施 ・ 特別支援学校 <ul style="list-style-type: none"> ①～③から1テーマ以上選択して実施 <ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者の規範意識や養育に関する責任感を高めるため、「児童生徒と保護者が共に学ぶ学習会」を実施 <p>※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、資料配布対応の学校あり</p>
<p>薬物乱用防止教育の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 薬物乱用防止教室の実施について 平成19年度から小学校においても原則として第5・6年の児童を対象に、年1回以上開催するよう指導 ○ 薬物乱用防止教育に係る多様な指導方法の工夫 実施率 小学校 78.7% 中学校 66.3% 県立高等学校等 55.4% 特別支援学校 63.6% ○ 教員の資質向上を目指した研修会の実施、参加奨励 <ul style="list-style-type: none"> ・ 薬物乱用等防止教育指導者養成研修会 参加者数 小・中学校 240人 県立学校 141人
<p>飲酒運転防止教育の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飲酒運転防止指導者研修会 県立学校教員の飲酒運転防止教育に係る指導力の向上を図るため、指導者研修会を実施 ○ 飲酒運転防止教育の指導資料として「飲酒運転防止に関する指導の手引【改訂版】」の積極活用

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
家庭・地域と連携した規範意識育成	「児童生徒と保護者が共に学ぶ学習会」に参加した保護者の割合	小 36.9% 中 10.0% (R3 年度)	小 45% 中 10% (R3 年度)	△

「児童生徒と保護者が共に学ぶ学習会」に参加した保護者の割合 (%)



成 果

県内全ての小学校、中学校及び高等学校において薬物乱用防止教室が実施されています。

- ・ 全小・中学校、義務教育学校において、体験・参加型の学習活動を取り入れたりするなど、工夫された「規範意識育成学習会」が実施されています。
- ・ 県立高等学校等において、家庭と連携した生徒の健全育成を図ることを目的として、年に1回は、専門的な人材を外部講師として招き、生徒と保護者が共に学ぶ学習会を実施しています。
- ・ 薬物乱用防止教室は、県内全ての小学校、中学校及び高等学校において実施されており、薬物乱用防止教育の充実が図られています。
- ・ 飲酒運転防止教育指導者研修会を実施し、飲酒運転防止教育に係る指導者育成を図っています。
- ・ 県立高等学校等においては、「インターネットの適正利用」と「非行防止」の中の学習内容である「薬物乱用防止」については、毎年度必ず実施するとともに、「非行防止」の中の学習内容である「飲酒運転防止」は、在籍中最低1回は学習することで生徒の規範意識の醸成に努めています。

課 題

インターネット上でのいじめの他、ネットに対する依存等への対応が求められています。

- ① 「児童生徒と保護者が共に学ぶ学習会」^{注1)}については、新型コロナウイルス感染拡大に伴い学習会を実施できず、資料配布での対応とした学校が多数ありました。
- ② いじめ未然防止のため、小・中学校共に法教育を充実させる必要があります。
- ③ 県立高等学校では、「生徒と保護者が共に学ぶ学習会」において、保護者との連携による規範意識育成学習の拡大・浸透を更に推進するため、保護者の参加を促すよう工夫することが求められています。
- ④ インターネット利用者数の増加に伴い、ネット上でのいじめの他に、ネットに対する依存等が社会的な問題になっています。
- ⑤ インターネット等を介して大麻をはじめとする薬物が手軽に入手できる状況にあることから、薬物乱用防止教育では、知識を教えるだけでなく、知識を活用する学習活動等により思考力・判断力を育成し、実践力を身に付けさせることが求められています。
- ⑥ 飲酒運転防止教育をより推進するために、飲酒運転撲滅活動アドバイザー^{注2)}派遣事業の積極的活用が必要です。

対 応 インターネットの利用上の諸問題についての学習を推進します。

- ① 「規範意識育成学習会」を年間指導計画に位置付けて実施するよう指導し、計画的な実施を促進します。
また、児童生徒と保護者が同席して学ぶ形態の学習会の実施については、新型コロナウイルス感染症の拡大に留意する必要があるため、オンラインを活用して実施する等、各学校の実態に応じて工夫するよう助言します。
- ② 福岡県弁護士会と連携を図り、子どもたちの法理解が進む学習会となるよう内容を工夫します。
- ③ 「生徒と保護者が共に学ぶ学習会」において保護者に対してアンケート調査を行い、保護者の考えやニーズに応じた規範意識育成学習を計画・実施します。
- ④ 学習テーマのうち「インターネットの適正利用」では、インターネット利用上の諸問題について学習します。
- ⑤ 児童生徒に実践力を身に付させるために、薬物乱用等防止教育指導者養成研修会において、知識の詰め込みではなく、ケーススタディ、ブレインストーミング等の多様な指導方法の工夫について普及・啓発を行うなど、教員の指導力向上を図ります。
- ⑥ 「飲酒運転防止に関する指導の手引き[改訂版]（平成30年2月発行）」の活用を促すとともに、飲酒運転撲滅アドバイザーを積極的に活用し、飲酒運転防止を推進していきます。

注釈

注1)「児童生徒と保護者が共に学ぶ学習会」：保護者自身の規範に対する意識や養育に関する責任感を高め、さらに学校と家庭とのさらなる連携を図ることで、児童生徒の規範意識の育成に取り組むことを目的とした学習会。

注2)「飲酒運転撲滅活動アドバイザー」：警察OB、保健師、飲酒運転撲滅活動に携わる事故被害者遺族等、知識と経験を有する専門家。

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する

3 豊かな心の醸成

(5) 幼児教育の充実 << 施策 9 >>

義務教育課、特別支援教育課、社会教育課

令和3年度 施策の基本的なねらい

◇ 生涯にわたる人間形成の基礎を培うため、学校、家庭、地域社会と連携を図りながら、幼児教育の振興や子育てに関する学習機会の充実を図ります。

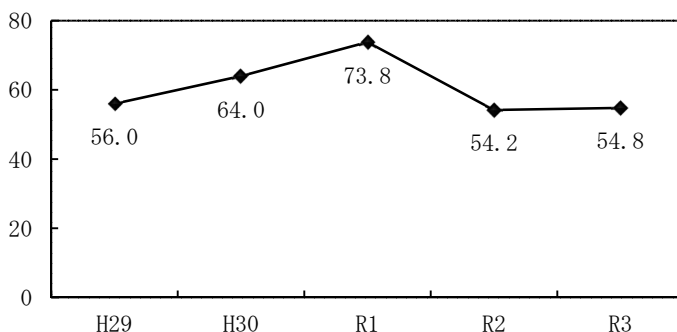
令和3年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
子育てに関する学習機会や情報提供の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電話相談「親・おや電話」(9:00~17:00) <ul style="list-style-type: none"> ・ 電話相談件数 488 件 ・ 電子メール相談件数 74 件 ○ ホームページ「ふくおか子育てパーク」アクセス件数 44,376 件 ○ みんなで育もう！ふくおかの子ども育成支援フォーラム参加者 83 人
地域の実態を踏まえた幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幼稚園教育課程研究協議会 参加者 431 人 (年1回) <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園教育において育みたい資質・能力を踏まえた教育課程に基づく指導計画の作成や指導実践について、新型コロナウイルス感染症対策にも配慮した幼稚園の活動についての協議 ○ 園長等運営・管理協議会 参加者 70 人 (年1回) <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいのある幼児などの状態等に応じた指導を行うための体制についての協議 ○ 幼児教育・保育推進協議会及び幼児教育・保育推進協議会ワーキンググループの実施 (各年2回) <ul style="list-style-type: none"> ・ 教員等の資質・能力の向上のために、研修に参加できる仕組みづくり、園内研修を促進する研修動画の作成や保・幼・小接続の在り方についての協議

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
小学校と幼稚園等の連携	幼稚園・保育所・認定こども園と合同で研修会を実施した小学校の割合	54.8% (R3 年度)	80% (R3 年度)	△

幼稚園・保育所・認定こども園と合同で研修会を実施した小学校の割合 (%)



成 果 幼児教育・保育の質の向上を図るための情報提供を進めています。

- ・ 「親・おや電話」・メール相談では、電話相談員、留守番電話、電子メールによる多様な対応方法によって相談を受け付け、子育てに関する情報提供を行いました。
- ・ 保護者や家庭教育支援者が集まる機会を活用し、ホームページ「ふくおか子育てパーク」についての情報を積極的に提供したことで、気軽に子育てに関する情報収集ができるようになりました。
- ・ 「みんなで育もう！ふくおかの子ども育成支援フォーラム」では、家庭教育支援や子育て支援の在り方を考えるとともに、地域で子どもを育てる様々な活動支援等を学ぶことができました。
- ・ 県内全体の幼児教育・保育の質の向上を図るため、幼児教育・保育推進協議会等での協議を踏まえ、県のホームページに幼児教育・保育推進に係るプラットフォームを設置しました。プラットフォームには、県内の研修一覧や研修動画、幼児教育アドバイザーに関する情報や幼保小接続に関する資料等を掲載しており、幼稚園教諭や保育士が様々な研修に参加できるようになるとともに、資料等を活用した園内研修の充実に寄与しています。

課 題 幼保小の円滑な接続を引き続き啓発する必要があります。

- ① 幼保小による合同研修を実施した小学校の割合は、令和2年度より下げ止まっており、引き続き合同研修の必要性を周知し、実施を求めていく必要があります。また、一部の教師や保育士だけの連携に終わらず、学校・園全体の取組にしていくためにも、子ども同士の交流を年間計画に位置付けたり、幼保小それぞれの目標を明確化・共有化したりする必要があります。
- ② 子育ての悩みを抱える保護者に相談事業の更なる周知を図る必要があります。
- ③ 相談内容が多岐にわたるため、悩みの解決につながる相談対応ができるよう、傾聴力やカウンセリング等の相談員の資質向上や関係機関と連携・協力した取組が必要です。
- ④ 子育て支援団体のネットワークを広げ、地域での取組の中でも交流ができるよう、新たな団体や参加者に「みんなで育もう！ふくおかの子ども育成支援フォーラム」への参加を促す取組が必要です。

対 応 幼保小の円滑な接続のための研修等の充実に図ります。

- ① 幼稚園・保育所・認定こども園及び小学校の管理職に対し、連携の必要性や進め方についての研修を行うことにより、引き続き指導助言を行っていきます。また、小学校との円滑な接続を見据えつつ、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育の質の向上を図るため、関係所管部局・団体との連携を強化していきます。
- ② 研修会や講演会等において電話・メール相談事業の広報をするとともに、関係団体への周知方法を工夫することで、より多くの方々へ情報が届くようにします。
- ③ 様々な悩み相談に対応するための相談員の育成や研修の機会を設け、資質の向上を図ります。また、相談会等に参加し、関係機関と連携・協力を進め、情報交換に努めます。
- ④ 「みんなで育もう！ふくおかの子ども育成支援フォーラム」や子育て・家庭教育支援に関する情報の周知について、ホームページ等で積極的な情報提供を行うとともに、「ふくおか社会教育応援隊」を活用した各種講話や子育て支援団体を通じた広報・啓発を行います。

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する

3 豊かな心の醸成

(6) 読書活動の充実 << 施策 10 >>

高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、社会教育課

令和3年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 「福岡県子ども読書推進計画^{注1)}」に基づき、自主的な読書活動ができるよう環境整備を推進し、読書習慣の形成・定着を図ります。
- ◇ 公立図書館及び学校図書館等のネットワーク化や公立図書館による学校支援を推進し、子どもの読書活動の充実を図ります。

令和3年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
学校図書館の利活用による学校全体での日常的な読書活動の推進及び読書指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全校一斉の読書活動の実施（政令市を除く。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校 90.2%（397校） ・ 中学校等 94.0%（187校） ・ 県立高等学校・中等教育学校 67.4%（64校／95校） ○ 4月23日「子ども読書の日」^{注2)}の取組（政令市を除く。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校 92.7%（408校） ・ 中学校等 94.5%（188校） ・ 県立高等学校・中等教育学校 100%（95校／95校） ○ 司書教諭^{注3)}の配置（政令市を除く。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 小・中学校等 375校 ・ 県立高等学校・中等教育学校 95校
市町村子ども読書推進計画の改訂に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 改訂に向けた市町村に対する指導・助言、情報提供
読書活動推進ボランティアの養成及び活用促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子ども読書推進講演会 参加者 85人 ○ 青少年読書推進講演会（オンライン開催） 受講者 51人 ○ 子ども読書スキルアップ講座 受講者 54人
図書館間の連携・協力・ネットワーク化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「福岡県図書館情報ネットワーク」による県内図書館・図書室間の図書資料の相互貸借^{注4)}及び横断検索^{注5)}システムの拡充ネットワーク参加状況 58館 （うち、横断検索サービス参加 55館）
子どもの読書習慣形成・定着支援事業の実施 <重点事業6>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの読書習慣形成・定着支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 読書活動応援隊^{注6)}を活用しながら、小・中学生や保護者・地域を対象としたプログラムを企画・実施する市町村への事業補助家庭での読書「うちどく」の実施、小学生読書サポーター等の養成、読み聞かせ、ブックトーク、ビブリオバトルの実施等 15市町村 ・ 読書活動応援隊等の資質向上を目的とした研修会の実施 参加者 374人

成 果 市町村の実態やニーズに応じた多様な取組が実施されています。

- ・ 子どもの読書習慣形成・定着支援事業の取組の意義やその効果等を市町村に周知し、コロナ禍においても工夫しながら、読書活動応援隊による、「うちどく」の手法やおすすめの本の紹介、ビブリオバトルや読み聞かせの実演等、市町村の実態やニーズに応じた多様な取組が実施されました。
- ・ 子どもの読書に関わる図書館職員やボランティア等を対象とした子ども読書推進講演会やスキルアップ講座等を開催し、参加対象者のニーズに合ったテーマ設定や講師選定を行うことで、より実践的な内容の研修会となり、更なる意欲の向上につながりました。
- ・ 県立高等学校においては、約7割の学校が読書の時間を学校教育活動の中に位置付けており、読書習慣の定着に結び付いています。

課 題 子どもの自主的な読書活動につながる取組が必要です。

- ① 市町村「子ども読書推進計画」について、それぞれの地域の読書活動の推進状況等を踏まえた計画の見直しが必要です。
- ② 県民の読書活動に関するニーズに的確に対応するため、市町村立図書館等の連携・協力・ネットワーク化をさらに強化する必要があります。
- ③ 全校一斉の読書活動を、子どもの自主的な読書活動につなげていくことが必要です。また、学校図書館については、学習センター、情報センターとしての機能をより一層強化していくことが必要です。
- ④ 令和3年度全国学力・学習状況調査の結果では、本県では、一日当たり全く読書をしない児童生徒の割合が小学生24.4%（全国24.0%）、中学生39.3%（全国37.4%）と全国平均を上回っており、子どもの自主的な読書活動を促す取組が必要です。

対 応 読書の効果やその意義について、より具体的に啓発していきます。

- ① 市町村「子どもの読書推進計画」の定期的な見直しについて、支援します。
- ② 図書館同士の相互貸借サービスやインターネットを利用した指定館受取・返却サービスを推進するとともに、図書館職員の資質向上を図るための研修会を行います。
- ③ 教員研修等を通して、学習センター及び情報センターとしての機能の活用を図った学校図書館の利用例や読書活動の優れた実践事例等について紹介し、引き続き啓発します。
- ④ 保護者や地域を巻き込んだ、子どもの発達段階に応じた読書活動の取組を体系的・継続的に実施する市町村を支援する事業を実施します。

注釈

- 注1) 福岡県子ども読書推進計画：平成13年12月に施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、福岡県が平成16年2月に策定した行政計画（22年3月、28年8月に改訂版を策定）。家庭・地域・学校・民間での子どもの読書活動の推進を明確に位置付け、施策推進のための基本的方針を示している。
- 注2) 子ども読書の日：「子どもの読書活動の推進に関する法律」第10条で定められた日（4月23日）。子どもの読書活動について国民の関心と理解を深め、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために設けられている。国及び地方公共団体はその日の趣旨にふさわしい事業を実施することが求められている。
- 注3) 司書教諭：学校図書館法の規定により、12学級以上の学校に設置が義務付けられている学校図書館の専門的職務を掌る教諭。司書教諭講習を修了した教諭をもって充て、学校図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導等、学校図書館の運営・活用等の中心的な役割を担う。
- 注4) 相互貸借：図書館が利用者の求める資料を所蔵していない場合、他の図書館から借用して利用者に提供すること。
- 注5) 横断検索：図書館資料を検索するとき、インターネットで公開している複数の図書館の蔵書データの中から、一度に検索すること。
- 注6) 読書活動応援隊：県社会教育主事及び市町村職員並びに公立図書館が把握している子どもの読書活動を推進するボランティア団体、NPO等からなるチームで、市町村に組織されたもの。

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する

4 学校、家庭、地域の連携・協働

(1) 学校、家庭、地域の連携・協働体制の整備 <施策11> 総務企画課、高校教育課、
義務教育課、特別支援教育課、体育スポーツ健康課、社会教育課

令和3年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 「地域とともにある学校づくり」及び「学校を核とした地域づくり」を推進するために、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）や地域学校協働本部の導入・実践に取り組む市町村を支援します。
- ◇ 学校と地域が連携・協働した地域学校協働活動の取組を推進し、地域人材の協力を得て、放課後等の活動の充実を図ります。
- ◇ 学校、家庭、地域が連携・協働し、それぞれが役割と責任を負い地域全体で子どもを育てる体制の整備を図ります。
- ◇ 県民一人一人が教育の重要性を考え、子どもを育む当事者としての意識を高めるため、「ふくおか教育月間」関連事業を実施し、県内全域で機運の醸成を図ります。

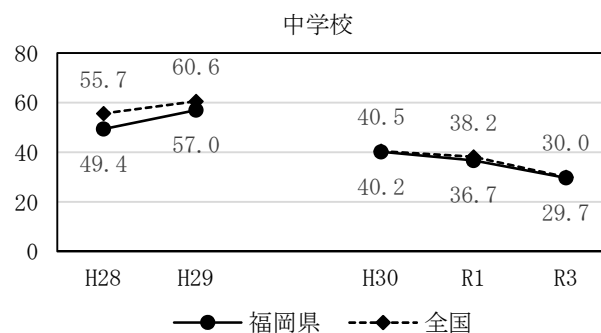
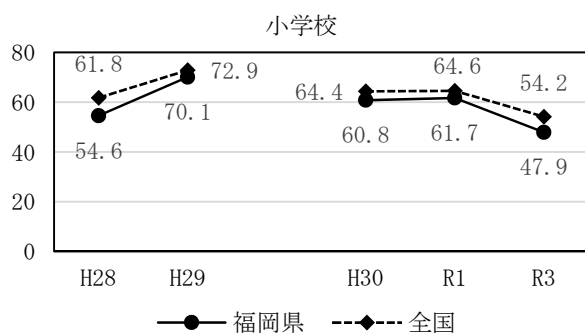
令和3年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
<p>地域と一体となった 学校づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ・スクール導入促進事業 ・地域学校協働活動事業 ・ふくおか教育月間推進事業 ＜重点事業7＞ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「地域とともにある学校づくり」推進のための研修会開催 3会場（未導入13自治体中6自治体が参加） ○ 「地域とともにある学校づくり」充実のための研修会開催（参加人数106名） ○ CSディレクター^{注1)}の配置 CSディレクターの配置を希望する市町村に対し、配置に係る経費を補助（1市） ○ 学校運営協議会を設置している市町村数 47市町村 （学校運営協議会を設置している学校数 小学校295校、中学校119校 義務教育学校5校 計419校） ○ 地域学校協働活動推進員を配置している市町村 41市町村 推進員（地域コーディネーター含む。）の数 412人 ○ 学校支援、放課後の学習支援等の実施 地域人材の協力を得て、県内51市町村395校で実施 ○ 「ふくおか教育月間」記念行事の実施 記念講演、児童生徒発表等 参加者数 269人
<p>優れた知識・技能を有する 社会人の積極的な活用促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各教科等の指導において地域の人を招いたり、訪ねたりする授業の実施率 小学校 90.6% (394校) 中学校 70.6% (137校) 義務教育学校 100.0% (5校)

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
学校、家庭、地域の連携・協働体制の整備	保護者や地域の人が学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営などの活動に参加している学校の割合	小 47.9% (全国 54.2%) 中 29.7% (全国 30.0%) (R3 年度)	全国平均以上 (R3 年度)	△
コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に取り組んでいる小・中学校の割合	54.7% (R3 年度)	100% (R4 年度)	△

保護者や地域の人が学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営などの活動に参加している学校の割合 (%)

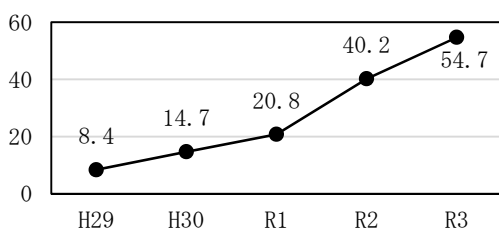


※ 平成 30 年度から調査項目が追加されたため、経年の数値が連続しない。

(平成 29 年度までの項目「学校の美化、登下校の見守り、学校行事の支援」)

※ 令和 2 年度全国学力・学習状況調査は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い中止

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に取り組んでいる小・中学校の割合 (%)



成 果 コミュニティ・スクール導入への理解が進んでいます。

- ・ コミュニティ・スクール導入促進事業の継続的な取組により、学校運営協議会を設置している市町村数、学校数とも昨年度より増加しています。
- ・ 各教育事務所における未実施市町村への丁寧な事業説明、地域学校協働活動推進員等を対象とした県域及び各教育事務所管内での研修会の実施により、地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的推進の意義についての理解が進み、事業を実施する地域が広がりました。
- ・ 「ふくおか教育月間」である 11 月に記念行事を実施するとともに、市町村教育委員会及び各種団体等において関連事業に取り組むことにより、県民の教育に対する関心・理解を深めることができました。

課 題 コミュニティ・スクールのさらなる啓発を図る必要があります。

- ① 全ての学校に学校運営協議会を設置することを努力義務とした地教行法の改正（平成 29 年 4 月施行）に基づき、市町村に対してコミュニティ・スクールの導入・実践を促す必要があります。
- ② 地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的推進を拡充していくため、未実施市町村に対して、学校、家庭、地域が連携・協働して取り組むことができる仕組みや人材発掘・育成や取組のノウハウ、その効果、運営方法等の啓発を図る必要があります。

対 応 研修会等を実施するとともに、コミュニティ・スクールの導入に向けた取組を支援します。

- ① コミュニティ・スクール未導入の自治体の教育委員会事務局職員を主な対象とした研修会を実施するとともに、コミュニティ・スクール導入済の自治体の教育委員会事務局職員、学校の管理職及び担当教員等を主な対象としたコミュニティ・スクール運営の充実につながる研修会を実施します。また、コミュニティ・スクールの設置準備に向けた支援を行う「CSディレクター」の配置を促進します。
- ② 地域学校協働活動事業の全市町村実施に向け、未設置市町村に対して事業の意義や効果を伝え、実施方法や体制づくりなどの支援を行うとともに、地域学校協働活動推進員等を対象とした研修会の充実を図ります。

注釈

注1) CSディレクター：コミュニティ・スクール導入に向けた企画調整や学校運営協議会準備委員会の運営など、コミュニティ・スクール導入に向けた支援や事務を行う担当者。

I 「学校、体力、豊かな心」を育成する

4 学校、家庭、地域の連携・協働

(2) 家庭教育支援の充実 << 施策 1 2 >>

社会教育課

令和3年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 学校、家庭、地域が連携・協働し、地域全体で子どもを育成する体制の整備を図ります。
- ◇ 家庭の教育力の向上に向けた取組を充実させるため、PTAとより一層の連携強化を図ります。
- ◇ 学校、家庭、地域と連携・協働した家庭での生活習慣づくりを推進するため、家庭教育支援に関わる人材育成などの取組の充実を図ります。
- ◇ 市町村に対して、家庭教育支援に関する情報や研修の機会を提供することで保護者が安心して子育てや家庭教育を行う地域づくりを支援します。

令和3年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
PTAが主体となって取り組む「新」家庭教育宣言 ^{注1)} への支援	○ 県PTA連合会が推進する「新」家庭教育宣言の広報・啓発 令和3年度宣言校 587校 (93%)
ふくおか社会教育応援隊事業の実施<重点事業8>	○ ふくおか社会教育応援隊の派遣回数 56市町村 690回派遣

成果 ふくおか社会教育応援隊による家庭教育支援が進んでいます。

- ・ 県内ほとんどの公立小・中学校で「新」家庭教育宣言が実施されました。
- ・ 県社会教育主事等による「ふくおか社会教育応援隊」を派遣し、入学説明会やPTA研修会など保護者が集まる場において、家庭教育や子どもの読書活動に関する講座等を開催しました。その内容は、参加者の要望に合わせ「基本的な生活習慣づくり」や「子どもとの関わり方（スキンシップの大切さ、効果的なほめ方叱り方）」、「メディアとのよりよいつき合い方」、「読書の大切さや家読の仕方」など多岐にわたり、保護者に家庭教育の大切さと役割について改めて考えてもらうことができました。

課題 家庭教育支援に関わる人材育成などの取組を更に広めていく必要があります。

- ① 県PTA連合会が実施している「新」家庭教育宣言の全校実施を引き続き目指すだけでなく、その取組における効果的な手法や内容の充実について、更に広めていくことが必要です。
- ② 社会の変化に対応した家庭教育支援の充実のための各市町村における家庭教育支援の仕組みづくりへの要望や必要としている支援の在り方について把握するとともに、家庭教育支援に関わる人材育成が必要です。

対応 家庭教育支援に関する研修の充実と各種資料による積極的な効果の啓発を行います。

- ① 家庭教育の充実に向け、県PTA連合会と連携・協力を更に進めます。
- ② 家庭教育支援に関する研修会や交流の場を設定し、県や国が作成した家庭教育支援にかかわる資料等を活用するなど、学校、家庭、地域が連携・協働していくための仕組みづくりや活動方法、実施後の効果等を周知し、家庭教育支援を担う人材を育成します。また、それぞれの市町村の実態に応じた支援の充実を図ります。

注釈

注1) 「新」家庭教育宣言：福岡県PTA連合会が「家庭での子育て力向上」を目指して、平成17年度から実施。家庭において親子で相談しながら努力目標を宣言し、その実現に向けた取組。

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する

5 教育環境づくり

(1) 多様な教育ニーズへの対応 <<施策13>>

高校教育課、義務教育課

令和3年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 生徒の多様な興味・関心、能力・適性、進路希望などに応じた教育を展開するための積極的な改革を推進するとともに、入学者選抜制度の改善・充実を図ります。
- ◇ 県立高等学校等が各地域における人材育成の核として役割を果たし続けることができるよう、地域や時代のニーズに対応した学科・コースの構成等について研究します。
- ◇ 日本語指導が必要な児童生徒の増加に対応するため、日本語指導について専門性の高い教員を育成するとともに、市町村教育委員会や学校の受入体制の整備を支援します。

令和3年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
プロジェクトチームの設置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育庁内の関係各課による県立高等学校等の活性化推進のためのプロジェクトチームによる協議を適宜実施 ○ 継続して定員割れが生じている県立高等学校等、特に特色化・活性化が必要な学校における、学校活性化に向けた取組（人員配置、広報活動等に係る予算の支援等）
専門学科及び特色ある学科・コースの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校の特色化・活性化方策に関する調査やヒアリング等による現状の分析と改善 ○ 特に特色化・活性化が必要な学校において、学校活性化に向けた取組を実施（学科・コースの見直し、募集形態の変更） ○ 専門学科を中心とした学科・コースの設置、廃止等の整備
入学者選抜制度及び転編入学制度の改善	<ul style="list-style-type: none"> ○ 受検生の多様な個性を様々な角度から評価するため、推薦入学制度や特色化選抜制度、各校の特色に応じた学校独自の面接、作文又は実技を行う個性重視の特別試験などを実施
帰国・外国人児童生徒等への日本語指導体制整備事業の実施 <重点事業9>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日本語指導担当教員等指導力向上研修の実施 ・受講者数（70名） 日本語指導担当者：37名、市町村教育委員会担当者：24名、各教育事務所担当指導主事：9名 ○ 支援体制の充実 関係市町における支援体制の充実に係る経費の補助（3市町）

成 果 県立高等学校の活性化に向けた取組が進んでいます。

- ・ 県立高等学校では、継続して入学者選抜における志願倍率が低迷している学校を中心に教育内容の改善や広報活動の強化等に取り組んだ結果、県全体の志願倍率が6年ぶりに増加に転じ、全国的に高い水準を維持しています。
- ・ 多様な興味関心や進路希望を持つ生徒の学習ニーズに応えるために、学科・コースの設置、廃止等の整備を行いました。（糸島農業高校、久留米筑水高校、山門高校、八女農業高校、朝倉東高校）
- ・ 入学者選抜では、受検生の多様な個性を様々な角度から評価する特色化選抜を13校増加し、25校で実施しました。
- ・ 日本語指導担当教員の役割や指導方法等について知識等を習得させるとともに、関係市町村教育委員会における支援体制の充実を図り、実践研究の成果をリーフレットにまとめることができました。

課 題 各学校における特色化・活性化を更に充実させていく必要があります。

- ① 一部の県立高等学校等において、活性化に向けた取組が志願倍率向上としての成果に結びついていない状況が見られます。
- ② 県立高等学校等全体で、各学校が推進している特色化・活性化の取組を引き続き充実させる必要があります。
- ③ 入学者選抜では、学力検査だけでは測り難い受検生の能力・適性をより適切に評価するとともに中学生のニーズに応じた入学者選抜制度を構築する必要があります。
- ④ 日本語指導担当教員の指導力の向上を図る研修を充実させるとともに、各市町村における支援体制の整備を行う必要があります。

対 応 教育内容や指導方法の工夫改善による各学校の魅力向上や入学者選抜の拡充に取り組みます。

- ① 生徒・保護者・地域のニーズをよりの確に捉え、教育内容の充実・特色化や指導方法の工夫改善、有効な取組の学校間での共有、地域との連携など、県立高等学校等の魅力向上に向けた取組を推進します。また、県立高等学校等の魅力や特色をより多くの方に知っていただくための広報活動を強化します。
- ② 専門学科及び特色ある学科・コースの現状分析を引き続き行い、新たな普通科の設置についての検討並びに各学校の主体的な取組、地域の実情及びニーズ、適正配置の観点などを踏まえた検討を行います。
- ③ 各学校・学科の特色や求める生徒像に応じて、生徒の多様な個性を積極的に評価する特色化選抜の拡充を図るとともに入学者選抜の在り方について研究・検討を行います。
- ④ 日本語指導担当教員及び市町村教育委員会の担当者を対象とした日本語指導担当教員等指導力向上研修を引き続き実施し、指導力の向上や支援体制の充実を図ります。

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する

5 教育環境づくり

(2) ICTを活用した教育活動の推進 <<施策14>>

総務企画課、施設課、高校教育課、

義務教育課、特別支援教育課、体育スポーツ健康課

令和3年度 施策の基本的なねらい

- ◇ ICTを活用できる教育環境の整備を進め、学習・指導方法の改善や効率化を行い、教員の指導力の向上を図るとともに、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの充実を図ります。
- ◇ 令和2年度から小学校においてプログラミング教育が導入されるとともに、今後は小・中・高等学校を通じた系統的なプログラミング教育を柱として実施することを踏まえ、児童生徒の情報活用能力の育成に向けたプログラミング教育実施の支援と教員の指導力向上を図ります。
- ◇ 感染症や災害等による緊急時における学習の継続や様々な学習上の困難をもつ児童生徒への対応などの「学びの保障」のため、ICTの持つ特性を最大限活用する取組を推進します。

令和3年度 主な取組・事業

取組・事業名		実績
ICTを活用した教育推進事業 (重点事業10)	ICT環境整備の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和2年度から県立学校の高等学校段階に、生徒数の約3分の1程度のタブレット型端末を整備 ○ 学習用端末の増加に対応したインターネット通信環境の増強 <ul style="list-style-type: none"> ・ 不正なアクセスを防止する対策及びフィルタリングの強化 ○ 県立学校に大型提示装置を配備 ○ 教員のICT活用をサポートするICT支援員を全県立学校に配置 ○ 教育事務所にICT環境(タブレット型端末、無線LAN環境等)を整備 ○ 県立特別支援学校のうち6校に分身ロボット、13校にデジタル教科書を配備
	教員のICT活用指導力向上研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小・中学校におけるICT活用指導力に応じた教員研修の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ ICT活用基礎研修 240人 ・ ICT活用中核教員対象研修 652人 ・ ICT支援リーダー研修 56人 等 ○ 県立高等学校において、次の研修実施に加え、基本研修・管理職研修等でICT活用指導力向上に係る内容を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県立学校情報関係担当者研修会 140人
	ICTを活用した先進的教育モデル研究開発の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小・中学校におけるスタディ・ログ(学習履歴)を使った個別最適化の学習モデルや遠隔授業モデルの研究 ○ 小・中学校における確かな学力を育むための1人1台端末の効果的活用の在り方についての研究
	情報活用能力向上事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小・中・高等学校を通じた系統的な情報活用能力の育成に向けたモデルカリキュラムを踏まえたプログラミング教育実施の支援 ○ 小・中学校における協力校の実践の成果や事例の公表と普及

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
県立学校における I C T環境の整備	普通教室における大型 提示装置の整備率	100% (R3 年度)	100% (R3 年度)	◎
	高等学校段階におけ るタブレット型パソ コン（3クラスに1 クラス分）の整備率	100% (R3 年度)	100% (R3 年度)	◎
県立学校における 授業での I C T機器 の活用	I C T機器を授業で 活用できる教員 の割合	87.3% (R3 年度)	70% (R3 年度)	◎

成 果

全県立学校で I C T を活用した教育活動が可能となる環境を整備しました。

- ・ 全県立学校に児童生徒用タブレット型端末を整備しました。
- ・ 校内無線LANに接続するタブレット型端末やBYOD^(注1) 端末に対して必要なセキュリティ対策を導入し、端末を教室等で安全に使用できる環境が整いました。
- ・ 大型提示装置の配備により、板書してきた内容をデータ化し、同じ内容の板書を異なるクラスで活用する等、効率化を行うことで授業内容の充実を図りました。
- ・ 全県立学校に I C T 支援員を配置し各学校の実情に応じた支援を行うことで、I C T を活用した教育活動が推進されるとともに教員の負担軽減につながりました。
- ・ 各学校等への迅速かつ適切な指導助言を行うため、教育事務所に I C T 環境（タブレット型端末、無線LAN環境等）を整備し、指導体制の強化を図りました。
- ・ 情報活用能力向上事業の協力校において、I C T 機器等を用いたプログラミング教育の全体計画及び年間指導計画の作成・実践等を行い、その成果を県内に発信することができました。
- ・ I C T を効果的に活用した授業改善に係る調査研究事業の研究指定校において、児童生徒一人一人の実態や学習状況に応じた学びの場を提供し、資質・能力の効果的な育成に資する研究を進めることができました。
- ・ 学校において求められる教員の立場や役割、資質・能力等に応じた、複層的な研修を行うことで、各学校における情報教育担当の位置付けを明確にすることや、I C T 活用指導力向上のための校内研修の活性化を図ることができました。
- ・ 新学習指導要領実施に伴う、プログラミング研修会を実施するとともに、研究成果物を全県立高等学校に配布しました。
- ・ 県立特別支援学校に分身ロボットやデジタル教科書を配備し、I C T 機器を活用した教育の充実を図りました。

課 題

質の高い教育を実現するための I C T 活用が求められます。

- ① 義務教育段階で学んだ児童生徒が高等学校に進学しても切れ目なく1人1台端末の環境で学ぶことができる環境を整備することが求められています。
- ② I C T を活用した質の高い教育を実現するため、教員が日常的に I C T を活用できる環境を整備することが求められています。
- ③ 今後、端末の増加やデジタル教科書の本格導入に伴い、I C T を活用した教育の基盤となるネットワーク環境の改善が求められています。
- ④ 児童生徒1人1台端末を活用した教育の情報化について、教員の I C T 活用指導力の向上や、学校・市町村教育委員会等への指導体制の充実を図る必要があります。
- ⑤ 令和4年度から実施される新科目「情報I」の指導方法の確立と質の高い授業の実施が求められます。
- ⑥ 1人1台タブレット型端末などの I C T 環境が整備されていく中で、I C T の活用の進捗や水準に教員間、学校間、地域間で差が生じています。

対 応 生徒及び教員の1人1台タブレット型端末を活用し、効果的なICT活用を推進します。

- ① 県立学校の高等学校段階の生徒に1人1台のタブレット型端末を整備します。
- ② 県立学校の教員に1人1台のタブレット型端末を整備します。
- ③ 県立学校において、今後の通信量の増加を見据え、ネットワーク環境の改善を図ります。
- ④ 教員のICT活用指導力に応じた研修をさらに充実させるとともに、研究指定校におけるEdTech^{注2)}推進モデルの開発を行います。
- ⑤ 令和4年度「情報I」履修の県立高等学校64校にプログラミング教材を活用した環境整備事業を行います。
- ⑥ 教員のICT機器の活用を推進するとともに、教員の負担軽減を図るため、全県立学校にICT支援員を継続して配置します。

注釈

注1) BYOD: Bring Your Own Device の略。個人で所有しているスマートフォンやタブレット等の機器。

注2) EdTech: Education と Technology を合わせた意味をもち、新しい教育を可能にする技術を指す。

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する

5 教育環境づくり

(3) 児童生徒の安全確保 << 施策 15 >>

高校教育課、義務教育課、特別支援教育課

令和3年度 施策の基本的なねらい

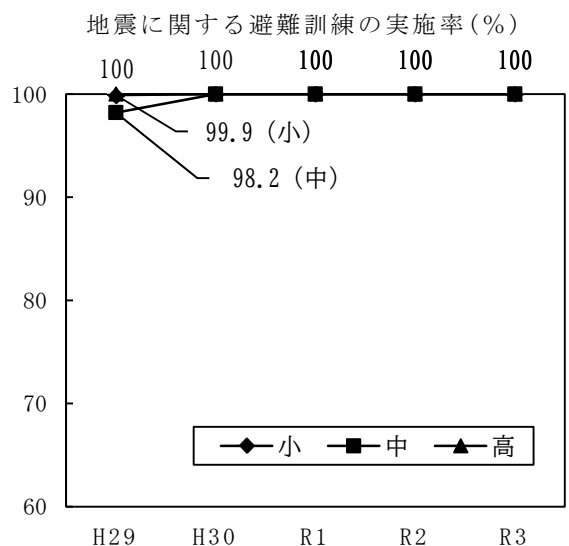
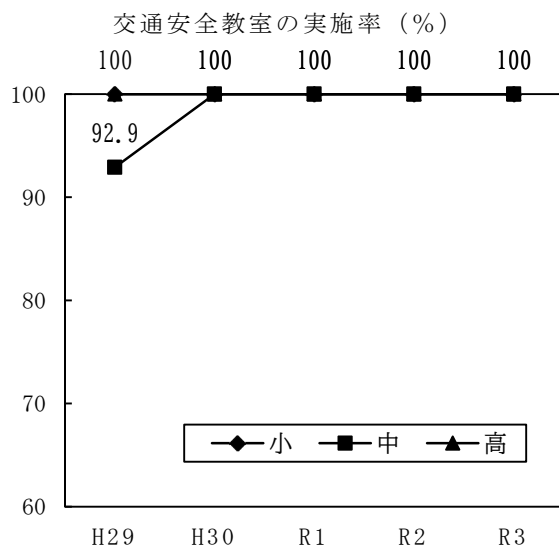
- ◇ 児童生徒の安全に関する現状や課題を把握し、教職員、保護者、地域及び関係機関が一体となった地域ぐるみの学校安全体制の構築を図ります。
- ◇ 学校安全について先進的な指導方法や教育手法を研究し、その成果を普及することで、児童生徒の安全に関する資質・能力を育成します。

令和3年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
学校安全総合支援事業 (生活安全・交通安全・災害安全) の実施 <重点事業11>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福岡県学校安全推進委員会の開催 2回 ○ 学校安全総合支援モデル地域及び実践校の指定 <ul style="list-style-type: none"> ・ モデル地域(市町村教育委員会) 3地域 ・ 実践校(県立高校、県立特別支援学校) 2校 ○ 安全教育アドバイザーの派遣 <ul style="list-style-type: none"> ・ 実践校(県立高校、県立特別支援学校) 5回 ○ 成果物の作成と普及 <ul style="list-style-type: none"> ・ 実践事例集を作成 ・ 市町村教育委員会及び公立学校等(市町村立学校、県立学校)への実践事例集の配布 ・ 県のホームページ上で実践事例集の公開

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現状値	目標値	達成状況
交通安全教育の推進	交通安全教室(高等学校は二輪車安全教室を含む。)を実施している学校の割合	小 100% 中 100% 高 100% (R3年度)	小 100% 中 100% 高 100% (毎年度)	◎
防災教育の推進	地震に関する避難訓練の実施率	小 100% 中 100% 高 100% (R3年度)	小 100% 中 100% 高 100% (毎年度)	◎



成 果 児童生徒及び教職員等の安全意識の向上を図ることができました。

- ・ 学識者、関係機関、関係団体及び教育関係者等を構成員とする福岡県学校安全推進委員会において、情報共有や課題の整理を行い、課題解決の方策について協議することができました。
- ・ 学校安全総合支援事業の各モデル地域では、有識者や関係機関等を構成員とする実践委員会を構築し、域内における学校安全体制の構築を図るとともに、域内の課題に応じた安全教育を推進することができました。
- ・ 県内各学校の学校安全の取組の参考となるよう、学校安全総合支援事業実践校の実践内容を実践事例集としてまとめ、成果を普及しました。
- ・ 本事業以外においても、学校管理下における安全教育、安全管理、組織活動の充実に向けて各学校の学校安全担当者及び地域ボランティア等に対し学校安全に関する研修のための資料を配布しました。

課 題 児童生徒の安全確保に向けた推進体制づくりが必要です。

- ① 市町村教育委員会においては、既存の組織を有効に活用するなどし、域内の各学校における学校安全の取組を組織的に推進する体制づくりが重要です。
- ② 危機管理マニュアルは、全ての学校で作成されているものの、設置者による点検や各学校における避難訓練等と関連付けるなどして見直しを促進する必要があります。

対 応 学校安全推進委員会において、学校安全教育を推進します。

- ① 学識者や関係課、教育関係者等を構成員とする学校安全推進委員会において、市町村教育委員会を単位とした実効性のある学校安全教育を行う上での課題やその解決策について協議します。
- ② 本事業以外でも、県指導主事等研修会や学校安全に関する研修会等の場を活用し、県内の学校安全の取組状況の課題について問題意識を共有します。

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する

5 教育環境づくり

(4) 学校施設の整備・充実 <<施策16>> 施設課、高校教育課、義務教育課、特別支援教育課

令和3年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 学校施設の安全性及び快適性を確保するため、老朽化対策を推進します。
- ◇ 情報漏洩や不正アクセス等の防止を図るため情報セキュリティの確保を図ります。

令和3年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
学校施設の老朽化対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 改築^{注1)} 事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県立高等学校 (校舎等) 12 校 ・ 県立特別支援学校 (校舎等) 7 校 (グラウンド等) 1 校 ○ 改修^{注1)} 事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県立高等学校 (校舎等) 25 校 (体育館等) 6 校 (グラウンド等) 16 校 ・ 県立特別支援学校 (校舎等) 12 校 (体育館等) 2 校 (グラウンド等) 4 校
学習環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 空調設備の整備管理を実施
情報セキュリティの確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県立学校副校長・教頭 I C T 研修会、県立学校情報関係担当者研修会の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 校務の情報化及び情報セキュリティ確保について周知 ○ 教育情報ネットワークに係る要項等の改訂 (無線 L A N 環境の整備やクラウドサービスの活用に伴う改訂)

成 果 非構造部材の耐震対策を含めた改築や大規模改修などの老朽化対策を実施しました。

- ・ 非構造部材 (天井材、照明器具等) の耐震対策と併せて、計画的に老朽対策工事 (改築、外壁改修、屋上防水、内部改修等) を行いました。
- ・ 生徒が快適に学校生活を送ることができるよう、空調設備の整備管理を行いました。
- ・ 情報セキュリティ確保の基礎知識及び校務の情報化の必要性に関する研修会を実施しました。
- ・ 教育情報ネットワークに係る要項等を改訂し、県立学校における無線 L A N 環境やクラウドサービスの利用に対応しました。
- ・ 県立高等学校では、情報セキュリティを重視した I C T の活用について研修会を実施しました。
- ・ 県立特別支援学校では、授業における遠隔通信ソフトウェアの活用法について研修会を実施しました。

課 題 県立学校施設の約 6 割が建設後 30 年以上経過し、老朽化が進行しています。

- ① 県立学校施設の約 6 割が建設後 30 年以上経過しており、老朽化が進行しています。
- ② 空調設備の多くが老朽化しており、維持修繕に多額の費用を要しています。
- ③ 管理職や校内ネットワーク担当者に対し、臨時休校等の緊急時におけるオンライン学習やリモートワークへの対応等に関連した情報セキュリティ対策を周知する必要があります。

対 応

福岡県立学校施設長寿命化計画（個別施設計画）^{注2）}に基づき、学校施設の長寿命化対策に取り組みます。

- ① 平成 29 年度に策定した「福岡県立学校施設長寿命化計画（個別施設計画）」に基づき、学校施設の長寿命化対策に取り組みます。
- ② 建物の個別施設計画と関連付けた空調の個別施設計画を策定し、後年度負担について平準化を図る改修計画を策定します。
- ③ 校務の情報化の推進とともに、オンライン学習やリモートワーク時に必要なセキュリティ対策について、管理職や校内ネットワーク担当者に対して研修を実施します。

注釈

注 1）改築：既存施設の全部を取り壊し、更地にしてから同様の施設を造る工事。

改修：既存施設の一部について、従前と同一の状態（構造、規模、機能が概ね同じ状態であることを指す。）に造りなおす工事。

注 2）福岡県立学校施設長寿命化計画（個別施設計画）：令和 8 年度までの県立学校施設の維持管理・更新について、方針と実施内容等を明らかにし、児童・生徒の安全・安心と充実した教育環境を確保することを目的とした計画。

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する

5 教育環境づくり

(5) 教育機会の確保 << 施策 17 >>

財務課、高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、

社会教育課

令和3年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 生徒の学ぶ意欲に応える奨学金事業を円滑に実施します。
- ◇ 全ての生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等就学支援金事業や返還の必要がない高校生等奨学給付金事業を着実に実施します。
- ◇ 貧困をはじめとする厳しい環境の中で過ごしている子どもに対し、教育環境の改善に向けた支援等の充実を図ります。
- ◇ 県立学校での長期入院生徒の学習機会の確保のため、在籍校、病院、教育委員会等の関係機関が連携を図り、学習支援の在り方について研究します。

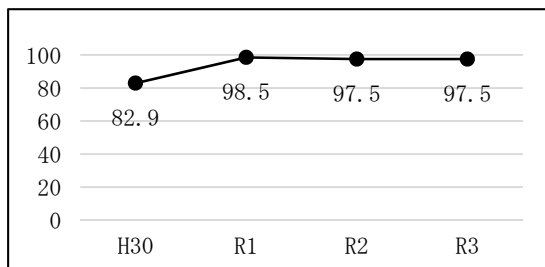
令和3年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
高等学校奨学金事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経済的理由により修学が困難にならないよう高等学校等奨学金事業を実施 延べ10,751人の生徒に奨学金を貸与 ○ 多くの生徒が利用できるよう制度周知の取組実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中学生進路相談事業（生徒、保護者にチラシ配布） ・ 各種媒体による周知・広報（県のホームページ、新聞等）
高等学校等就学支援金事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭の教育費負担を軽減するため、高等学校等就学支援金事業を実施 62,580人の生徒を対象に就学支援金を支給 ○ 全ての対象者が支給を受けることができるよう、制度周知の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中学3年生、高等学校在学学生及び保護者等にチラシ配布 ・ 中学生進路相談事業や県のホームページによる周知
高校生等奨学給付金事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高校生等が安心して教育を受けられるよう、高校生等奨学給付金事業を実施 10,527人の生徒を対象に奨学給付金を支給 ○ 全ての対象者が支給を受けることができるよう、制度周知の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中学3年生、高等学校在学学生及び保護者等にチラシ配布 ・ 中学生進路相談事業や県のホームページによる周知
児童生徒を取り巻く生活環境改善事業の実施 <重点事業12>	<ul style="list-style-type: none"> ○ スクールソーシャルワーカーの配置 県内9市町、県立高等学校3校に各1名 ○ 全中学校区へのスクールソーシャルワーカーの配置に向け、市町村に対する支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ スクールソーシャルワーカーの市町村における任用について経費の1/3以内の額を予算の範囲内で補助（51市町村） ○ 県立高等学校定時制課程4校に各1名のスクールソーシャルワーカースーパーバイザーを配置
長期入院生徒学習支援実証研究事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 長期入院生徒に対し、学習動画やドリル配信等を行う学習支援ソフトがインストールされたタブレットPCを貸与し、学習支援を実施（学習動画の視聴、学習記録の把握、担任等との連絡に活用）

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
スクールソーシャルワーカーの配置	スクールソーシャルワーカーを配置している中学校区の割合	97.5% (R3 年度)	100% (R3 年度)	○

スクールソーシャルワーカーを配置している中学校区の割合 (%)



※ H30 からの指標

成 果

令和3年度、延べ10,751人に奨学金を貸与し、73,107人の生徒を対象に就学支援金等を支給しました。

- ・ 奨学金事業について、令和3年度は、延べ10,751人の生徒に奨学金貸与ができました。
- ・ 経済的理由により修学が困難となる生徒が奨学金を利用できるよう、制度周知の取組を実施しました。
- ・ 生徒や保護者が入学諸費用に関し、不安を抱くことがないよう、入学支度金を前年度の3月末に前倒しして貸与しました。
- ・ 令和3年度において、高校生等の修学を支援するため、62,580人の生徒を対象に就学支援金を支給し、10,527人の生徒を対象に奨学給付金を支給しました。
- ・ 令和3年度スクールソーシャルワーカーを配置している中学校区の割合は97.5%であり、高い配置率を維持しています。
- ・ 長期入院生徒に対し、オンライン学習サービスに対応したタブレットPCを貸与し、学習動画の視聴、学習記録の把握、担任等との連絡が行える環境整備を行い、対象者全員が進級・卒業することができました。

課 題

奨学金貸与に必要な予算の確保及び事業内容の充実が重要な課題です。

- ① 貧困をはじめとする経済的に修学が困難な生徒の教育機会の確保のため、奨学金貸与に必要な予算の確保や事業内容の充実が重要な課題です。
- ② 多くの対象者に奨学金事業について認識が深まるよう、制度周知の徹底を図ることが必要です。
- ③ 貧困をはじめとする厳しい環境の中で過ごしている児童生徒に対し、環境改善に向けた支援の充実を図ることが必要です。
- ④ 本県の奨学給付金の支給対象となっている高校生等の割合は依然として高く、厳しい環境の中で多くの高校生等が修学している実態があります。

対 応

奨学金貸与に必要な予算の確保とともに環境改善に向けた専門スタッフの配置・派遣の充実に努めます。

- ① 学ぶ意欲がある生徒が経済的理由で修学を断念することがないよう、今後も奨学金貸与に必要な予算の確保及び時代に沿った事業内容の充実に努めます。
- ② 奨学金制度について、引き続き、市町村教育委員会との連携、中学生進路相談事業の活用及び県のホームページ、県広報誌、新聞等での制度周知に努めます。
- ③ 貧困をはじめとする家庭環境の問題や生徒指導上の諸課題に対応するための専門スタッフ（スクールソーシャルワーカー等）については、全中学校区への配置に向けた支援の継続に努めます。
- ④ 全ての生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料が実質無償となる高等学校等就学支援金事業及び返還の必要がない高校生等奨学給付金事業を着実に実施するとともに、引き続き制度の周知徹底を行います。

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する
5 教育環境づくり

(6) 教員の指導力・学校の組織力の向上

〈施策18〉

教職員課、施設課、高校教育課、

義務教育課、特別支援教育課、体育スポーツ健康課

令和3年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備を進めていく中、優秀な教員を確保するため、採用試験の工夫改善を行うとともに、教員の適切な評価により、人材育成・能力開発や適材適所の人事配置を図ります。
- ◇ キャリアステージに応じて求められる資質・能力を明確にした教職員育成指標に基づき、研修を実施するとともに、校内研修・自主研修の推進、大学や教職大学院等と連携した研修等の充実を図ります。
- ◇ 校長のリーダーシップ等のマネジメント能力や教員としての使命感や社会性、専門的な知識・技能を高めるための研修の充実を図るとともに、メンタルヘルス対策など、教員に対するサポート体制の充実を図ります。また、児童生徒の個別の教育的ニーズに応じた指導や支援の徹底を図ります。
- ◇ 教職員の働き方改革取組指針（平成30年3月策定（令和3年3月改定））に基づき、教職員が担うべき業務に専念できるよう、勤務時間管理の適正化や学校現場における業務改善、校務を情報化することによる効率化等、教職員の働き方改革を進めます。

令和3年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
教員採用試験の改善・充実 及び大学等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民間企業人等の多様な面接員による人物評価及び模擬授業等の実施 ○ 選考方法及び基準を要項に明記、問題及び解答例を公表、希望者に対し試験内容の得点及び評価を通知、各試験の主な評価の観点を公表 ○ 第一次試験において、小学校教員及び養護教員の試験区分で特定の資格・免許等を有する者に点数加算の措置を実施、及びスポーツ成績優秀者を対象に特別選考を実施 ○ 県外での現職教員特別選考試験を関東地区で実施（オンライン申請可能） ○ 大学と連携した「ふくおか教員養成セミナー」の実施（Web配信）
教員の資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教員の経験年数や職務に応じた基本研修を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 初任者研修（受講対象者 小学校 554人、中学校 323人、県立中学校 2人、県立高等学校・中等教育学校 157人、県立特別支援学校 75人、市（学校組合） 11人） ・ 中堅教諭等資質向上研修（受講対象者 小学校 259人、中学校 85人、県立中学校 2人、県立高等学校・中等教育学校 65人、県立特別支援学校 12人、市（学校組合） 13人） ・ 新任校（園）長、副校長・教頭及び新任主幹教諭・指導教諭対象の研修等 ○ 特定の教育課題に関する課題研修や、個々の専門性を高める専門研修を実施 ○ 県教育センターにおける講座を実施 ○ 各教育事務所における教員の指導力向上の研修を実施 ○ 「ふくおか教育論文」事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> 応募総数 239人（一般の部 164人 若年の部 75人） ・ 一般の部：優秀賞 1人 優良賞 7人 佳作賞 14人 ・ 若年の部：最優秀賞 1人 優秀賞 2人 優良賞 4人 奨励賞 5人

<p>若年教員の育成体制の構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 若年教員育成プログラム及び校内支援体制の構築のため、指定校に非常勤講師を派遣 <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定校 77 校（小学校 42 校、中学校 35 校） ※ 「指定校」とは、市町村教育委員会が、若年教員が在籍する所管学校のうち、若年教員育成プログラムの作成を行う学校を小・中学校から各一校指定することを言う。
<p>社会体験研修等の 長期派遣研修の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国内外の教育機関や施設等に長期にわたって派遣される研修 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県教育センター 25 人 ・ 県体育研究所 2 人 ・ 福岡県立スポーツ科学情報センター 2 人 ・ 福岡教育大学附属学校 23 人 ・ 教職大学院 1 年次 8 人、2 年次 8 人 ・ 国立大学大学院 2 年次 1 人 ・ 中央研修（校長研修 3 名、副校長・教頭研修 19 人、中堅教員派遣研 22 人、次世代リーダー育成研修 1 人、4～8 年教員育成研修 2 人） ・ 長期社会体験研修 6 人 ・ 国立特別支援教育総合研究所 6 人（オンライン研修） ・ 食に関する指導の推進校事業 2 人
<p>教員評価の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自己評価及び業績評価の実施 ○ 優秀教職員の表彰：33 人（小学校 16 人、中学校 7 人、県立高等学校 7 人、県立特別支援学校 2 人、学校事務職員 1 人） ○ 教育マイスターの表彰：20 人（小学校 12 人、中学校 3 人、県立高等学校 2 人、県立特別支援学校 2 人、実習助手 1 人） ○ 指導が不適切な教員への指導改善研修の実施：1 人（継続 1 人）
<p>教職員のメンタルヘルス 対策の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ ストレスマネジメント研修 管理職及び採用後 10 年を経過した中堅教員を対象に実施 （管理職研修参加者 718 人/735 人 中堅教員研修参加者 269 人/269 人） ○ メンタルヘルス相談事業 複数の相談窓口を設置 心療内科医、精神科医、臨床心理士、教職経験者が対応（相談件数 1,204 件）
<p>教職員の働き方改革の推進 ＜重点事業 1 3＞</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生徒の出欠や成績処理等の情報を一元管理するシステム（生徒の基本情報等管理システム）を 111 校で本格稼働 ○ 全県立学校において、IC カードを用いた勤務時間管理システムにより、勤務時間を客観的な方法で把握 ○ 教育職員の健康及び福祉の確保を図るため、福岡県立学校管理規則に時間外在校等時間の上限を規定 ○ 教職員の超過勤務縮減に向け、「教職員の働き方改革取組指針」を改定し、上記規則の上限時間を数値目標として設定 ○ 「教職員の働き方改革取組指針」に基づき、学校現場における業務改善を推進 ○ 教職員の負担を軽減するために、県立学校に部活動指導員を配置するとともに、政令市を除く市町村（学校組合）立学校への配置に係る補助事業を実施 配置数 県立学校 299 人、市町村立学校 121 人 ○ 共同学校事務室の設置：33 市町

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
県立学校教職員の 超過勤務の縮減	超過勤務が月 45 時間超の教職員の割合 (令和 5 年度までに解消)	26.1% (R3 年度)	25%以下 (R3 年度)	○
	超過勤務が年 360 時間超の教職員の割合 (令和 6 年度までに解消)	48.0% (R3 年度)	40%以下 (R3 年度)	○

成 果 教員の指導力・学校の組織力の向上のための取組を実施しました。

- ・ 教員採用試験については、人物評価の充実や試験の透明性を確保する取組、また、受験者の障がい
に配慮した選考を行い、適切に実施することができました。
- ・ オンラインによる研修を活用するなど、研修の実施方法を柔軟かつ効率的にすることで、基本研修、
課題研修、専門研修、長期派遣研修、長期社会体験研修など、個々の教員のキャリアステージに応じ
た研修を実施することができました。
- ・ 福岡県教職員育成指標に基づき教員の経験年数や職務に応じた基本研修を計画、実施しました。
- ・ 主幹教諭による管理職への積極的な提言や教職員への指示によって、校務運営の活性化が図られ組
織力が向上しました。
- ・ 指導教諭の適切かつ積極的な指導助言によって、計画的に校内研修が実施され、校内の授業改善の
意識の高まりや若年教員の指導力などの向上が図られました。
- ・ ふくおか教員養成セミナーを実施し、大学生に「福岡県の魅力ある教育実践」に触れる機会を提供
するとともに、大学等との連携を深めることができました。
- ・ 県内の学校や教職員の優れた教育活動に対し、その努力をたたえ、本県教育の更なる振興を図るた
め、「福岡県とびうめ教育表彰式」を行いました。表彰式では、福岡県公立学校優秀教職員表彰、福岡
県公立学校教育マイスター表彰、ふくおか教育論文表彰及び福岡県公立学校優秀校表彰の 4 部門の表
彰を行いました。
- ・ 各県立学校において、教職員の超過勤務縮減に向けた業務改善の取組が実施されました。
- ・ 情報共有システムの一斉メール機能や、掲示板機能を活用することで、保護者への周知に要する時
間の削減や打合せ・会議にかかる時間の削減を図りました。
- ・ 生徒の出欠や成績等の情報を一元管理するシステム（生徒の基本情報等管理システム）の本格稼働
を通して、教職員の業務の標準化並びに効率化を図りました。
- ・ ふくおか若年教員育成事業による非常勤講師派遣によって、指定校において、若年教員の効率的・
効果的な校内育成体制の構築が図られ、校内全体として組織的に若年教員の資質・能力の向上、及び
校内の教職員の信頼関係の構築につながりました。

課 題 教員の指導力・学校の組織力をより一層向上させるため、更なる取組の推進が必要です。

- ① 教員採用試験については、教員採用予定者数が増加する中で、志願者数を確保していく必要があります。
- ② 教員が、自身のキャリアステージに応じて「学校教員育成指標」を活用した主体的な研修を実施で
きるための支援が必要です。
- ③ 増加する若年教員に対し、指導を担う指導教員や教科指導員の確保を図るとともに、研修の質を維
持するため、校内組織全体における O J T を充実させ、校内研修等による若年教員を育成する体制づ
くりが必要です。
また、教員全体の若年化に伴い、ミドルリーダーの育成が急務であることから、中堅教諭（教職経
験 10 年）を対象とした研修等における研修内容を一層充実させる必要があります。
- ④ 社会情勢の変化や教育課題の多様化に対応するため、オンライン研修やオンデマンド型研修等の実

施状況を踏まえ、長期派遣研修等の内容の見直しや、研修員の研修成果の還元を一層充実させる必要があります。

- ⑤ 教員評価の充実については、教員評価の実施によって、教員の資質能力の更なる向上のみではなく組織力の向上へつなげる必要があります。
- ⑥ 子供と向き合う時間の確保や教育の質の向上を図るため、教職員の長時間勤務を改善する必要があります。
- ⑦ 病気休職者に対する精神性疾患を理由とする休職者の割合は55%～70%で推移しています。
- ⑧ 情報共有システムの活用方法を教職員に定着させ、利用を促進する必要があります。
- ⑨ 生徒の基本情報等管理システムの本格稼働に伴い、教職員が円滑にシステムを利用できるよう、周知・定着を図る必要があります。

対 応 更なる研修の充実や学校における業務改善などの取組をより一層推進します。

- ① 教員採用試験における志願者数確保のために、大学への広報活動（訪問、説明会等）の工夫改善を図るとともに各種特例選考等の見直しを行います。
- ② 「教員研修履歴カード」を活用した研修履歴の自己管理や研修後の振り返り等を通して、個々の教員が自らのキャリアアップのための自己研鑽の状況把握ができるようにすることにより、教員の研修参加意欲を促進します。
また、県教育センター等での研修において、教員のニーズに合わせた研修内容や研修方法を企画し、教員の研修への意欲を涵養することで、主体的な研修による実践的指導力の向上に努めます。
- ③ 各学校で効果的なOJTが実施できるように、オンライン研修における動画や配信資料の活用を促し、若年教員育成のための校内研修を支援します。
また、ふくおか若年教員育成事業の取組の成果を、県ホームページ等を活用し、各小・中学校に周知します。
- ④ 各種研修会等において研修修了者の成果を普及する機会を設けます。
- ⑤ 教員評価制度の趣旨や目的について、一層の周知徹底を図り組織力の向上を目指します。
- ⑥ ICカードによる勤務時間管理システムで各学校の勤務状況を把握し、実情に応じた業務改善の諸施策を実行することによって、教職員の働き方改革の実現を目指します。
- ⑦ 相談体制の充実を図るほか、ストレスマネジメント研修を確実に実施し、ストレスチェックについては、県立学校職員へ複数回実施するなど、効果的なメンタルヘルス対策に取り組みます。
- ⑧ 情報共有システムの利用を促進するため、管理職や校内ネットワーク担当者に対して活用方法に関する研修を実施します。
- ⑨ 生徒の基本情報等管理システムの定着のため、引き続き各校からの問い合わせに対応できるヘルプデスク及び巡回訪問支援員による支援並びにシステムに関する研修を実施します。